

教職大学院認証評価
自己評価書

平成28年6月

岐阜大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻

目 次

I 教職大学院の現況及び特徴	1
II 教職大学院の目的	2
III 基準ごとの自己評価	
基準領域 1 理念・目的	3
基準領域 2 学生の受入れ	6
基準領域 3 教育の課程と方法	10
基準領域 4 学習成果・効果	28
基準領域 5 学生への支援体制	37
基準領域 6 教員組織	41
基準領域 7 施設・設備等の教育環境	49
基準領域 8 管理運営	52
基準領域 9 点検評価・FD	55
基準領域 10 教育委員会及び学校等との連携	60

I 教職大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 教職大学院（研究科・専攻）名：岐阜大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻

(2) 所在地：岐阜県岐阜市柳戸1番1

(3) 学生数及び教員数（平成28年5月1日現在）

学生数 37人

教員数 14人（うち、実務家教員6人）

2 特徴

〈設置までの経緯〉

岐阜大学大学院教育学研究科では、教員養成は大学で行い、教員研修は教育委員会で行うというこれまでの枠組みを再考し、「両者が一体となって教員養成段階と教員研修段階の有機的な教育体制を整備し、教員の生涯にわたる多様な教育課題に対応できる資質の向上にあたる」という考え方を重視して、大学院教育及び教員研修の改革を推進してきた。その中で、岐阜県における教員のリーダー養成に、教職大学院が有効であるという共通の考え方により、岐阜県教育委員会からの強い要請に応えるため、これまでの実績を基盤として大学院教育学研究科に専門職学位課程としての教職実践開発専攻（本教職大学院）を平成20年4月に設置するに至った。

〈設置後の状況〉

平成20年度の「教職大学院設置計画履行状況等調査」において留意事項として指摘された教職大学院の養成と岐阜県教育委員会の採用の一体化を図るために、新卒学生で岐阜県教員採用試験の合格者の「名簿登載」期間の2年延長に加えて、第1学年に在籍する新卒学生の1年延長が追加された（平成21年度）。さらに、本教職大学院修了（予定）者で岐阜県教員採用試験を受験する者について、同県の教員採用試験一次試験免除の措置が取られた（平成22年度）。また、実務家教員に関して、県の現職教員の派遣交流人事を行った（平成23年度）。こうした改善努力により、平成23年度教職大学院認証評価では、教職大学院評価基準に適合していると認定された。

〈設立の理念・目的〉

既存の大学院（修士課程）は、学生個人の研究的なニーズに応じた指導を通して修士論文として大成し、基本的に個人の研究成果として還元されることを目的としていた。しかし、教職大学院では、岐阜県の学校教育の活性化や学校組織の改善ニーズに応じて、地域や学校に役立つ高度な教育専門職者を輩出することを目的とする。

〈本教職大学院の特徴〉

- ①大学と教育委員会が岐阜県におけるスクールリーダー像を共有した上で、大学におけるカリキュラムを編成し、また岐阜県教育委員会は定員の7割を占める現職教員を派遣している。
- ②大学と教育委員会、学校（連携協力校）との連携により、教育を推進する体制が整備されている。
- ③「学校改善力」、「授業開発力」、「教育臨床力」を共通に身に付けた高度な「ジェネラリスト」養成を目的として、「学校改善群」「授業開発群」「教育臨床群」に関する共通必修科目を設定している。
- ④学校の教育課題を探求する「開発実践報告」（3単位）を編成し、それに対応する4つのコース（学校改善コース、授業開発コース、教育臨床実践コース、特別支援教育コース）を組織して、個々の学生の実践開発力の育成とともに、その学修成果を学校や地域に還元することを重視した指導体制を構築している。
- ⑤小学校・中学校に限定せず、高等学校や特別支援学校の教員も広く受け入れ、養成を行っている。

II 教職大学院の目的

1 教職大学院が目指すもの

本教職大学院では、現職教員（主に教職経験6年以上）を対象として教育実践の開発能力を修得し、学校の中堅、地域の学校群の中核として活躍できるスクールリーダーとなり得る教員、あるいは学部卒学生を対象として、学部段階での基礎的・基本的な教職能力の上により高度な実践的能力を修得し、新しい学校づくりの可能な一員になり得る教員を養成することを目的とする。

2 教職大学院で養成しようとする教員像

学校改善、授業開発、教育臨床に関して幅広く高度な教育専門職者としての力量をもつジェネラリストとしての教員、さらに学校運営や教育実践に関する個別の課題に対応できる教員の養成を目指している。

① 学校改善コース

学校改善のための技法を習得するためのコースであり、校務分掌上の役割を担う有力な新人教員及びスクールリーダーとしての現職教員のマネジメント力の形成を目的としている。自主的・自律的な学校づくりのためにどのような学校ビジョンを構想すべきか、どのように学校経営計画を立案するかという課題を探求するとともに、現在学校に強く求められる学校評価や危機管理の計画を作成することなどを学ぶ。

② 授業開発コース

授業改善や教育課程改善のためのストラテジーと技法を習得するためのコースであり、即戦力になる新人教員及びエクセレントティーチャーとしての現職教員の授業力の形成を目的としている。確かな学力を向上させる授業の開発的力量と実践的方法を身につけるとともに、授業改善プランや教育課程の評価計画を作成することなどを学ぶ。

③ 教育臨床実践コース

教師自身が学級担任の立場から教育臨床問題を解決するための理論と技法を習得し、即戦力になる新人学級担任及び教育臨床実践家としての現職教員の力量と資質の向上を目的としている。教育臨床問題を解決するために道徳教育や教育相談さらに生徒指導に関する課題を解決するための方法を学ぶ。

④ 特別支援教育コース

平成20年度の設置時点から全国で唯一特別支援学校コースを設定し、特別支援学校教員の専門性向上に努めてきたが、障害者権利条約の批准の下、特別支援教育の更なる推進に向けて、平成27年度から小中高等学校の教員が学べる特別支援教育コースへと変更した。特別支援学校においては勤務校内及び地域の学校の要請に応じた支援ができる力量の形成を、小中高においては特別支援教育コーディネーターの力量形成を目指している。

3 教育活動等を実施する上での基本方針

- ・習得すべき教師としての力量を想定して講義内容（シラバス）を構成する。
- ・できるかぎり実践的課題を想定した講義内容を構成し、研究者教員と実務家教員が協働して講義を進める。
- ・学校における実習を通して学校現場の実際的・実践的思考と技法を習得させる。
- ・「開発実践報告」を通して学生が学校現場に貢献できる研究成果を求める。

4 達成すべき成果

基本的には、本教職大学院が目標とする教師としての力量を一人ひとりの学生が習得することが成果である。新卒学生は教員採用試験合格による全員の教職従事、現職教員学生は主任や管理職従事を成果と考える。

III 基準ごとの自己評価

基準領域 1 理念・目的

1 基準ごとの分析

基準 1－1 レベル I

○ 当該教職大学院の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。

[基準に係る状況]

基本的な観点 1－1－1：理念・目的が、学校教育法第 99 条第 2 項、専門職大学院設置基準第 26 条第 1 項等に基づいて明確に定められているか。

岐阜大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻(教職大学院)の理念及び目的は、学校教育法第 99 条第 2 項に基づき、表 1－1－1 のように岐阜大学大学院学則第 3 条第 6 項で「教職大学院課程は、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。」と明確に規定している〔資料 1－1－1〕。

表 1－1－1 岐阜大学大学院学則（抜粋）

岐阜大学大学院学則
(略)
(目的)
第 1 条 岐阜大学大学院（以下「大学院」という。）は、独創的かつ先進的研究の拠点として、知の創造と統合に努めるとともに、高度な教育を通してそれを継承発展させ、豊かな人間性と学識を養い、判断力と実行力及び構想力に富む人材の育成を行い、もって地域社会と人類の発展に貢献することを目的とする。
(略)
(課程)
第 3 条 大学院の課程は、修士課程、教職大学院課程及び博士課程とする。
2 教育学研究科に修士課程及び教職大学院課程を置き、地域科学研究科及び応用生物科学研究所に、修士課程を置き、医学系研究科に修士課程及び博士課程を置き、工学研究科、連合農学研究科、連合獣医学研究科及び連合創薬医療情報研究科に、博士課程を置く。
(略)
5 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
6 教職大学院課程は、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。
(略)

表 1－1－2 のように、岐阜大学大学院教育学研究科規程では、教育研究上の目的として、第 1 条の 2 に「研究科は、教育に関する学術の理論及び応用の教授研究に基づき、高度な資質と実践能力を備えた教育専門職者及び教育関係者を養成するとともに、教育専門職者への再教育により教育専門職者の資質の向上に資することをとおして教育文化の発展に寄与していくことを目的とする。」と規定している。また、同規程第 2 条の 3 第 1 項において、「教職実践開発専攻は、教育現場の多様な課題を解決する実践力と応用力を持ち、教職に関する理論と実践を融合させて教育実践を自ら開発する力量を備えた高度な教育専門職者の養成を目的とする。」と規定し、専門職大学院設置基準第 26 条第 1 項等に基づき、専門職学位課程（教職実践開発専攻）を設置している〔資料 1－1－2〕。

表 1－1－2 岐阜大学大学院教育学研究科規程（抜粋）

岐阜大学大学院教育学研究科規程	
(略)	
(教育研究上の目的)	
第1条の2 研究科は、教育に関する学術の理論及び応用の教授研究に基づき、高度な資質と実践能力を備えた教育専門職者及び教育関係者を養成するとともに、教育専門職者への再教育により教育専門職者の資質の向上に資することをとおして教育文化の発展に寄与していくことを目的とする。	
(コース)	
第2条 研究科の各専攻に次のコースを置く。	
教職実践開発専攻 学校改善コース	
授業開発コース	
教育臨床実践コース	
特別支援教育コース	
心理発達支援専攻 臨床心理学コース	
学校心理学コース	
特別支援教育コース	
総合教科教育専攻 言語社会コース	
サイエンスコース	
芸術身体表現コース	
カリキュラム開発コース	
(略)	
(専攻の教育研究上の目的)	
第2条の3 教職実践開発専攻は、教育現場の多様な課題を解決する実践力と応用力を持ち、教職に関する理論と実践を融合させて教育実践を自ら開発する力量を備えた高度な教育専門職者の養成を目的とする。	
2 心理発達支援専攻は、学校教育に関わる心理臨床・教育相談・カウンセリング・特別支援教育についての高度な実践力と応用力を備え、人が生涯にわたる様々な局面で出会う心理発達的な課題の解決を支援できる人材の育成を目的とする。	
3 総合教科教育専攻は、学校教育の主要な部分である各教科の教育目的・教育内容・教材開発・指導方法・評価に関して、確かな専門知識と技能、優れた研究能力と指導力を備えた高度な教育専門職者の養成又はカリキュラム・教育システム・学習情報に関する専門的知識と技能を教育実践において体系的に活用できるよう教授することにより、学校をはじめとする多様な教育の場におけるカリキュラム開発能力を有し、教育実践研究を持続的に推進できる高度な教育専門職者の養成を目的とする。	

《必要な資料・データ等》

〔資料1－1－1〕 岐阜大学大学院学則

〔資料1－1－2〕 岐阜大学大学院教育学研究科規程

(基準の達成状況についての自己評価：A)

本教職大学院の理念・目的は、学校教育法第99条第2項、専門職大学院設置基準第26条第1項等に基づき、岐阜大学大学院学則並びに大学院教育学研究科規程の中で明確に定めている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準 1－2 レベル I

- 人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が明確になっていること。

[基準に係る状況]

基本的な観点 1－2－1：人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が、教員養成を主たる目的とする既設の大学院修士課程のものと、適切に区別されており、それぞれの性格が明確になっているか。

前掲表 1－1－2 に示すとおり、岐阜大学大学院教育学研究科規程第 2 条の 3 第 1 項において、既設の大学院修士課程の各専攻と区別し、本教職大学院（教職実践開発専攻）における人材養成の目的を規定している。また、特に学部新卒学生が目指すべき教員像として「新しい学校づくりの有力な一員」を示し、人材養成の目的を明確化している。〔資料 1－2－1〕

(基準の達成状況についての自己評価：A)

本教職大学院の人材養成の目的及び修得すべき知識・能力については、既設の大学院修士課程とは適切に区別し、大学院教育学研究科規程で規定している。

《必要な資料・データ等》

〔資料 1－2－1〕 岐阜大学教職大学院リーフレット

2 「長所として特記すべき事項」

なし

基準領域 2 学生の受入れ

1 基準ごとの分析

基準 2-1 レベル I

- 人材養成の目的に応じた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められていること。

[基準に係る状況]

基本的な観点 2-1-1：入学者受入方針が明確に定められているか。

本教職大学院のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）は、表 2-1-1 のとおり明確に定めるとともに、「平成 28（2016）年度岐阜大学大学院教育学研究科学生募集要項」〔資料 2-2-1〕及び「岐阜大学大学院教育学研究科ホームページ」〔資料 2-1-2〕にて公表している。

表 2-1-1 アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

【教育目標】

本研究科は、教育に関する学術の理論及び応用の教授研究に基づき、高度な資質と実践能力を備えた教育専門職者及び教育関係者を養成するとともに、教育専門職者への再教育により教育専門職者の資質の向上に資することをとおして教育文化の発展に寄与していくことを目的としています。

【求める学生像】

本研究科は、学校教育に深い関心のある人、学術の理論と教育との関係について関心のある人、教科の背景となる専門領域の学問を深めることに意欲を持つ人を求めます。

加えて、教職大学院課程では、新しい学校づくりの有力な一員、地域の中核、学校の中堅としてのスクールリーダー養成を目指し、学部段階での基礎的な教職能力をさらに発展させ、新しい学校づくりの有力な一員としての応用力を求める学部生や、地域の中核・学校の中堅として、学校改善、授業開発及び教育臨床開発のための実践力を求める現職教員等を求めます。

（出典：岐阜大学大学院教育学研究科ホームページ (http://www.ed.gifu-u.ac.jp/admi/d_policy.html)）

《必要な資料・データ等》

〔資料 2-1-1〕 平成 28（2016）年度岐阜大学大学院教育学研究科学生募集要項（P. 1）

〔資料 2-1-2〕 岐阜大学大学院教育学研究科ホームページ

（基準の達成状況についての自己評価：A）

本教職大学院では、アドミッション・ポリシーを明確に定め、大学院教育学研究科学生募集要項にて受験希望者に周知するとともに、ホームページでも公表していることから、本基準は十分に達成していると考える。

基準 2-2 レベル I

- 入学者受入方針に基づき、公平性、平等性、開放性が確保され、適切な学生の受入れが実施されていること。

[基準に係る状況]

基本的な観点 2-2-1：入学者受入方針に基づき、学習履歴や実務経験等を的確に判断できる入学者選抜方法及び審査基準が定められ、機能しているか。

本教職大学院では、公平性を確保するため、教職大学院運営委員会及び教育学研究科委員会で審議、決定した

「岐阜大学大学院教育学研究科学生募集要項」〔資料 2-1-1〕や「平成 28 年度岐阜大学大学院教育学研究科入学者選抜実施要項」〔資料 2-2-1〕に基づき、入試方法（提出書類、入試問題、評価基準）を設定している。平成 24 年度～平成 28 年度入試は、表 2-2-1 のように、A 入試（一般選抜）、B 入試（現職教員等）ともに入試委員が中心となって選抜試験を実施してきた〔資料 2-2-2〕。

アドミッション・ポリシーに明記した求める学生像については、口述試験により基本的な人物や資質を見きわめ、さらに「研究計画書」に基づいて実践開発力を評価している。中でも、岐阜県教育委員会からの派遣教員に対する B 入試では、表 2-2-1 のとおり、筆記試験の代わりに「教育実践論文・記録、その他教育実践がはかり得る諸書類」をもってこれらに充て、その記載内容に基づきながら口述試験を行うことで、スクールリーダーとしての資質や教育観を把握し評価している。

表 2-2-1 入学者選抜の方法

入試区分	A 入試 (一般入試)	B 入試	
		(現職教員等選抜)	(岐阜県教育委員会からの派遣教員)
選抜方法	筆記試験、口述試験及び成績証明書の結果を総合して行う。	筆記試験、口述試験、教育実践論文・記録、その他教育実践がはかり得る諸書類及び成績証明書の結果を総合して行う。	口述試験、教育実践論文・記録、その他教育実践がはかり得る諸書類及び成績証明書の結果を総合して行う。

（出典：平成 28（2016）年度岐阜大学大学院教育学研究科学生募集要項 P. 6）

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 2-1-1〕 平成 28（2016）年度岐阜大学大学院教育学研究科学生募集要項

〔資料 2-2-1〕 平成 28 年度岐阜大学大学院教育学研究科入学者選抜実施要項

〔資料 2-2-2〕 平成 28 年度（2016）入試実施体制及び試験問題

基本的な観点 2-2-2：入学者選抜が、適切な組織体制により公正に実施されているか。

入学者選抜は、〔資料 2-2-3〕に示す組織体制により実施している。書類審査においては入試委員の全員が志願者全員の提出書類を採点すること、また、口述試験においては入試に携わる教員が一人で採点することはなく研究者教員と実務家教員から構成される 3 人の面接委員により試験・採点することで、公正さを担保している。各選抜方法について採点を終えた後、教職大学院運営委員会にて選抜結果の原案を作成し、教育学研究科委員会で審議した後最終的な合否判定を行っており、透明性の高いものとなっている。

また、平等性や開放性を確保するため、入試実施の周知を限定的なものとせずに教職大学院での学修を志す者の多くがその受験の機会を得ることができるよう、8 月に入学説明会〔資料 2-2-4〕を開催し、ホームページ上でもその周知を行っている。

《必要な資料・データ等》

〔資料 2-2-3〕 平成 28（2016）年度教職大学院入試の実施について

〔資料 2-2-4〕 平成 28 年度岐阜大学大学院教育学研究科入学説明会リーフレット

（基準の達成状況についての自己評価：A ）

本教職大学院では、「岐阜大学大学院教育学研究科学生募集要項」に入試方法（提出書類、入試問題、評価基準）

を定め、毎年度、入試実施体制を検討し、学生募集要項にそった公正な入試を実施している。また、入試の平等性、開放性を確保するため、入学説明会を実施している。これらのことから、本基準は十分に達成していると考える。

基準 2-3 レベル I

- 実入学者数が、入学定員と比較して適正であること。

[基準に係る状況]

基本的な観点 2-3-1：実入学者数が入学定員を大幅に下回る又は超える状況になっている場合、これを改善する十分な手立てがとられているか。

本教職大学院の定員は 20 名であり、その中で入学者は学校改善コース、授業開発コース、教育臨床実践コース、特別支援教育コースを志望し割り振られる。入学者選抜についての状況は表 2-3-1 のとおりである。なお、今回の認証評価の対象は平成 24 年度～平成 28 年度であるが、全体の流れを把握して今後の改善に活かすため、平成 20 年度～平成 23 年度も加えて表示する。

定員 20 名に対する合格者数の割合は概ね 1.0 位上 1.3 未満であり、平成 26 年度を除いて適正であると言える。また、入学者数は平成 24 年度に 1 名、平成 26 年度に 3 名の欠員となっているが、過去 8 年間の平均で 20.5 名の入学者を得ており、適正に入学者を受け入れていると言える。

表 2-3-1 岐阜大学教職大学院入学試験結果

年 度	受験者合計	A 入試 (一般選抜)	B 入試		合格者数	入学者数	定員に対する合 格者数の割合
			(現職教員等)	(派遣教員)			
20	23 名	9 名	0 名	14 名	22 名	22 名	1.10
21	26 名	10 名	1 名	15 名	23 名	21 名	1.15
22	25 名	11 名	0 名	14 名	25 名	24 名	1.25
23	28 名	14 名	0 名	14 名	21 名	20 名	1.05
24	22 名	8 名	0 名	14 名	21 名	19 名	1.05
25	21 名	7 名	0 名	14 名	20 名	20 名	1.00
26	19 名	5 名	0 名	14 名	18 名	17 名	0.90
27	26 名	12 名	0 名	14 名	23 名	21 名	1.15
28	23 名	10 名	0 名	13 名	22 名	17 名	1.10

(出典：平成 28（2016）年度岐阜大学大学院教育学研究科学生募集要項 P. 18～20)

《必要な資料・データ等》

なし

(基準の達成状況についての自己評価：A)

本教職大学院においては、入学定員 20 名に対し、過去 8 年間の年平均人数として合格者数が 21.6 名・入学者数が 20.5 名であり、実入学者数が入学定員と比較して適正であると言える。

2 「長所として特記すべき事項」

本教職大学院の入学者選抜等における特徴は、両コースに課される口述試験に端的に表れている。口述試験は、

1人の志願者に対して研究者教員と実務家教員から構成される3人の面接委員で対応する。これは、志願者の性格や教員としての資質を評価するためであり、評価から恣意性を取り除くこと及び様々な観点から質問することで多面的に評価することを図っている。

また、現職教員ならびに派遣教員については提出された「教育実践論文・記録、その他教育実践がはかり得る諸書類」に基づきながら、これまでの教育実践の自己評価やこれからのスクールリーダーとしての姿勢を可能な限り把握することで、本教職大学院のアドミッション・ポリシーに対応した適正な評価を行っている。

これらにより、ほぼ定員どおりの入学者を得ていることから、本教職大学院の入学者選抜のシステムはその機能を十分果たしていると言える。

基準領域3 教育の課程と方法

1 基準ごとの分析

基準3-1 レベルI

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程が編成されていること。

[基準に係る状況]

基本的な観点3-1-1：教育課程

(1) 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい教育課程編成となっているか。

コース	科目	単位
学校改善コース	共通(基本)必修科目 (各2単位、合計20単位)	コース(2年制)選択科目 (各1単位、16単位以上)
授業開発コース	「教育政策の理論と実践」 「教育法規の解釈と実務的運用」 「学校評議会の開発実践」 「学校運営計画の開発実践」 「学校財務・事務の開発実践」 「学校の危機管理実践」 「地域社会と学校の連携と協働」 「学校改善研究実践報告」(3単位) 「授業分析の事例研究」 「研究会実践システム改善」 「授業及び子ども理解の技法の開発と改善」 「総合的授業の授業開発」 「ワーキング型教材開発」 「教育課程の経営と評価」 「授業開発実践報告」(3単位)	特別実習 (10単位)
教育臨床実践コース	「スクールマネジメントの技法と実践」 「学校政策の理論と実践」 「学校組織の理論と実践」 「教科授業研究の開発実践」 「授業研究実践基礎」 「カリキュラム構成の方法論」 「生徒指導・教育相談の理論と実践」 「学校運営の理論と実践」 「特別支援教育の理論と実践」 「教育臨床実践」 「教育実践基礎研究」(共通選択科目)	学校教育臨床実習 (3単位) 特別支援学校臨床実習 (3単位) 教育臨床実習 (3単位)
特別支援教育コース	「じいめい不登校問題の理論と実践」 「重度児童の開発実践」 「教育臨床の理論と実践」 「教育臨床アセスメント開発実践」 「生徒指導・教育相談の事例研究」 「特別支援基礎法」 「教育支援連携ワールドワーク」 「教育臨床実践報告」(3単位) 「特別支援の開発実践」 「特別支援学校経営の理論と実践」 「特別支援学校の危機管理対策」 「特別支援学校教育課程の開発と実践」 「特別支援学校コーディネーターの理論と実践」 「特別支援教育コーディネーターの事例研究」 「教育臨床実践の理論と実践」 「特別支援高専開発実践報告」(3単位)	学校改修臨床実習 (3単位) 授業開発臨床実習 (3単位) 特別支援教育 (3単位)

(出典：教職大学院ホームページ)

図3-1-1 教職実践開発専攻（教職大学院）のカリキュラム

な省察力を育成を図ることのできる体系的な教育課程編成となっているか。

理論と実践を往還する探究的な省察力の育成のため、本教職大学院では、研究者教員と実務家教員各1名からなる指導教員2名体制により、大学での学びと教育現場での学びを融合させながら学校現場での開発課題の解決に取り組む「開発実践報告」(3単位)を第1学年後学期から第2学年後学期の3期に渡り取り組む教育課程としている。また、「学校教育臨床実習」(計10単位)(特別支援教育コースでは「特別支援学校臨床実習」(計10単位))を選択必修科目として設定している。これらの授業科目を学生が段階的に履修することで、体系的に学べる教育課程となっている〔資料3-1-1〕。

(3) 「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省令第53号) 第8条に規定する共通に開設すべき授業科目の5領域について、それぞれ適切な科目が開設され、履修することが可能なようになっているか。

「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省令第53号) 第8条に規定する共通に開設すべき授業科目の5領域共通に開設すべき授業科目として、本教職大学院においては必修科目として表3-1-1のように開設している〔前掲資料1-1-2〕。

教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい教育課程編成となるよう、本教職大学院においては目的・機能として「新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成並びにスクールリーダーの養成」を設定し、教員の総合的な力量形成を重視し、必修科目10科目20単位を設定している。加えて、学校改善・授業開発・教育臨床・特別支援教育といった現代の教育課題に対応できる教員養成を図るために、学校改善・授業開発・教育臨床実践・特別支援教育の4つの履修コースを編成している(図3-1-1)。

(2) 理論と実践を往還する探究的

表3-1-1 5領域に共通する必修科目の開講状況

領域	必修科目
①教育課程の編成・実施に関する領域	科目「カリキュラム構成の方法論」
②教科等の実践的な指導方法に関する領域	科目「授業研究基礎論」、科目「教科授業研究の開発実践」
③生徒指導、教育相談に関する領域	科目「生徒指導・教育相談の理論と実践」、科目「学校適応の理論と実践」
④学級経営・学校経営に関する領域	科目「学級経営の理論と実践」、科目「スクールマネジメントの技法と実践」
⑤学校教育と教員の在り方に関する領域	科目「学校改革の理論と実践」、科目「教職開発論」

(出典：岐阜大学大学院教育学研究科規程等)

(4) 各教職大学院で独自に開設するコース(分野)別選択科目が、共通科目の土台の上に、専門職としての高度の実践的な問題解決能力・開発能力を有する人材養成にふさわしい科目編成がなされているか。

共通科目を基盤として、本教職大学院では学校改善・授業開発・教育臨床実践・特別支援教育の4コースにて、表3-1-2のとおり選択科目の編成を行っている。

表3-1-2 各コースの選択科目の編成

コース	コース科目	学習内容等
学校改善コース	「教育政策の理論と実践」「教育法規の解釈と実際的運用」「学校評価の開発実践」「学校経営計画の開発実践」「学校財務・事務の開発実践」「学校の危機管理対策」「地域社会と学校の連携と協働」	学校改善の実践開発の方法論を中心とした教育内容と、学校問題の理論的省察、事例分析、学校フィールド調査のステップを持つ教育方法を学ぶ
授業開発コース	「授業分析の事例研究」「校内授業研究システム改善」「授業及び子ども理解の技法の開発と改善」「総合的学习の授業開発」「ワークショップ型教材開発」「教育課程の経営と評価」	授業開発のストラテジーと手法を中心とした教育内容と、授業改善の理論的省察、ワークショップ、事例分析、授業案のP D C A、実地調査等、実効的な架橋を図る学習方法上の工夫を学ぶ
教育臨床実践コース	「いじめ・不登校問題の理解と実践」「道徳教育の開発実践」「教育臨床の理論と実践」「教育臨床アセスメント開発実践」「生徒指導・教育相談の事例研究」「道徳教育の開発実践」「教育支援連携フィールドワーク」	学級すべての児童生徒の適応に資する生徒指導、教育相談、道徳教育、特別活動等についての心理学的、教育学的な理論的側面と、不登校や学習意欲低下等の多様な様相を示す児童生徒に対する早期発見、援助手法等に関する実践的側面を学ぶ
特別支援教育コース	「特別支援学校経営の理論と実践」「特別支援学校の危機管理対策」「特別支援学校教育課程の理論と実践」「特別支援学校・学級の授業開発」「特別支援教育コーディネーターの理論と実践」「特別支援教育コーディネーターの事例研究」「教育的支援の理論と実践」	在籍児童生徒の多様化、重度・重複化の進行、地域における特別支援教育の推進、特別支援学校・学級教員の専門性向上といった現代の学校教育の直面する諸課題の適切な把握と、それに対応しうる理論的背景からの理解と実践手法を学ぶ

(出典：岐阜大学大学院教育学研究科規程等)

なお、各コースにおける学修内容が専門職としての高度の実践的な問題解決能力・開発能力となるよう、各コースとも「開発実践報告」「学校改善開発実践報告」「授業開発実践報告」「教育臨床開発実践報告」「特別支援教育開発実践報告」を必修科目としている。

《必要な資料・データ等》

[前掲資料1-1-2] 岐阜大学大学院教育学研究科規程

[資料3-1-1] 平成27年度履修計画届

(基準の達成状況についての自己評価：A)

本教職大学院の教育課程は、教職大学院制度ならびに本教職大学院の目的に照らして、優れた教員あるいはスクールリーダーとしての多面的で多様な力量の形成に対応して、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的なものとして編成されている。共通科目においては総合的な力量形成を、その土台の上に、選択科目においては学校改善、授業開発、教育臨床実践、さらに特別支援教育コースでの実践的な問題解決能力・開発能力の形成を意図したものとなっている。

基準3-2 レベルI

○ 教育課程を開設するにふさわしい授業内容、授業方法・形態が整備されていること。

[基準に係る状況]

基本的な観点3-2-1：授業内容、授業方法・形態

(1) 授業内容は、教育現場における課題を積極的に取り上げ、その課題について検討を行うようなものとなっているか。

本教職大学院では、教育現場における課題を積極的に授業内容に取り上げその課題について検討を行うようなものとなるよう、「学校評価、学校経営計画、危機管理、校区との連携、学力向上、カリキュラム開発、授業改善、校内研修、不登校・いじめ問題、道徳教育、特別支援教育」など教育現場の日常の実践課題そのものを授業科目のテーマとし、学生のこれまでの「実践の省察と問題発見」と関連付けて学習できるようにしている〔前掲資料1-1-2、資料3-2-1〕。加えて、「事例分析と課題の析出」、「実践の検証とプログラム開発」というステップを積み重ねることで、学校教育課題解決への地域や学校のニーズに応えられる展望等を提起できるようにしている。特に、第1学年後学期に設定した各コース必修科目「開発実践報告」は「学校改善開発実践報告」「授業開発実践報告」「教育臨床開発実践報告」「特別支援教育開発実践報告」からなり、現在の学校や教育実践が抱える実際的な問題や課題をテーマとして、表3-2-1の段階を経ることで、学校や地域の教育課題解決のための実践的なプログラムを開発している。

表3-2-1 開発実践報告のステップ

段階	内容
①	研究開発課題を設定するにあたって、指導教員との相談のみならず地域や学校のニーズを汲み上げる
②	連携協力校（勤務校・実習校）をフィールドとして、そこでの教職員の指導や協力を得ながら実証的実践的に研究を進める
③	探求した成果を論文にまとめ、連携協力校関係者や教育委員会関係者に提起し、その成果を学校や地域に還元する

(出典：実態を踏まえ執筆者作成)

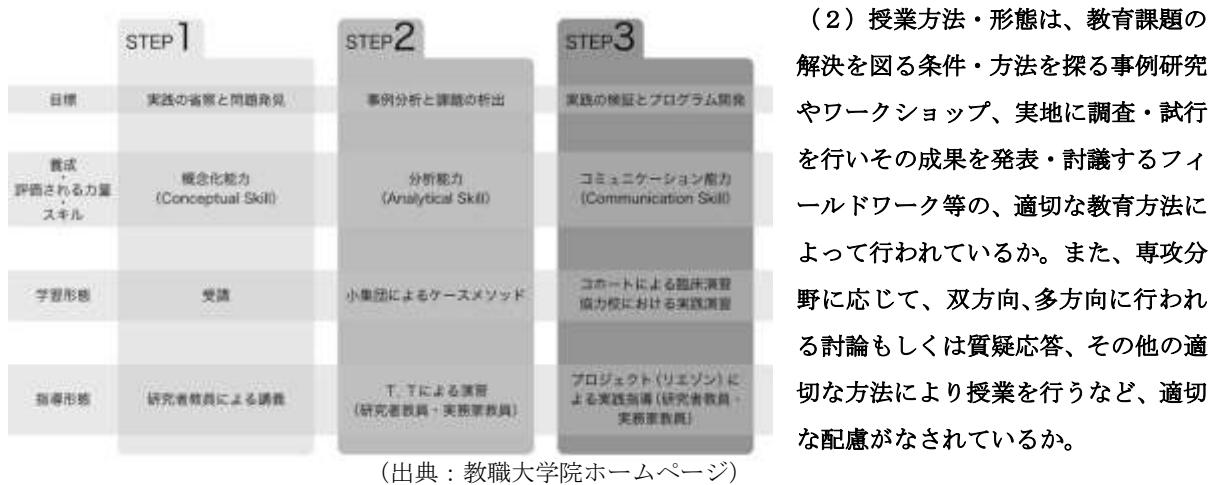


図 3-2-1 教職実践開発専攻（教職大学院）の授業

表3-2-2 各科目における授業形態の工夫				
	科 目 名	問題解決型	フィールドワーク型	チームティーチング型
必修科目	スクールマネジメントの技法と実践			
	学校改革の理論と実践	○		
	学級経営の理論と実践	○		
	教科授業研究の開発実践			○
	授業研究基礎論	○		○
	カリキュラム構成の方法論	○		○
	生徒指導・教育相談の理論と実践	○		○
	学校適応の理論と実践			○
	教職開発論	○	○	
必修選択科目	特別支援教育の理論と実践	○	○	
	教職実践基礎研究	○	○	
選択科目	教育政策の理論と実践	○		
	教育法規の解釈と実際の運用	○		
	学校評価の開発実践	○	○	○
	学校経営計画の開発実践	○		
	学校財務・事務の開発実践	○		
	学校の危機管理対策	○	○	○
	地域社会と学校の連携と協働	○		
	授業分析の事例研究	○	○	○
	校内授業研究システム改善	○		
	授業及び子ども理解の技法の開発と改善	○		
	総合的学習の授業開発	○		
	ワークショップ型教材開発	○		
	教育課程の経営と評価	○		
	いじめ・不登校問題の理解と実践	○		
	道徳教育の開発実践	○		
	教育臨床の理論と実践			
	教育臨床アセスメント開発実践	○		
	生徒指導・教育相談の事例研究	○		
	特別活動の開発実践		○	
	教育支援連携フィールドワーク		○	
	特別支援学校経営の理論と実践		○	
	特別支援学校の危機管理対策		○	
	特別支援学校教育課程の理論と実践		○	
	特別支援学校・学級の授業開発		○	
	特別支援教育コーディネーターの理論と実践			
	特別支援教育コーディネーターの事例研究	○		
	教育的支援の理論と実践	○		

本教職大学院の授業では、講義としての座学だけでなく、図3-2-1のように、演習としての事例研究や討議、臨床観察などを取り入れた課題解決型、フィールドワーク型、チームティーチング(TT)型の授業形態を表3-2-2のように積極的に取り入れ、段階的に学習できるようにしている。加えて、実践技法の習得や概念化能力の形成のための講義と、その技法の検証と開発のための実践的な演習の両方を組み合わせた授業としている。例えば、特別支援教育コース選択科目「特別支援学校経営の理論と実践」(1年後期)では、講義にて特別支援学校における学校経営に関する基礎理論の学修を、学外実習にて特別支援学校長への面接調査を、演習において学校経営計画案の作成を行っている〔資料3-2-2〕。

(3) ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。

本教職大学院の共通科目は必修科目であり、同学年全員(20名余)が履修している。この場合、人数の差異はあるが、少人数集団による討議を位置付けるようにしている。同様に、表3-2-3のように他の選択科目についても少人数集団による討議を位置付けるようにしている。本教職大学院の共通科目のうち「スクールマネジメントの技法と実践」「教科授業研究の開発実践」「生徒指導・教育相談の理論と実践」の3科目は教育学研究科共通の必修選択科目としている。これは、教育学研究科の一専攻である本教職大学院の位置付けを鑑み、同研究科総合教科教育専攻や心理発達支援専攻の学生とともに本教職大学院の学生が学ぶことで、教職の総合的実践的力量の基盤形成や本教職大学院が目指す教育現場の多様な課題を解決する実践力と応用力を育成するためである。研究科共通科目ということで受講学生数が60名余であるが、プロブレム・ベースド・ラーニングやアサーション・トレーニングなどを授業に取り入れることで、比較的多人数であっても教育効果が上がるよう配慮している。なお、本取組は、「これからの中学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成27年12月21日:中央教育審議会答申)にある「教科教育などの修士課程で主として担ってきた能力をどのように教職大学院で養成するか」(P.57)という今後の検討課題の一助となるものと認識している。

これらの取組により、平成27年度前学期の授業評価アンケートでは、「シラバス記載の学習到達目標に対する自己評価」は表3-2-4のとおりであり、教育効果が十分に上がっていると言える。

表3-2-3 平成27年度受講者数

	科 目 名	受講者数
必修科目	スクールマネジメントの技法と実践	57
	学校改革の理論と実践	20
	学級経営の理論と実践	20
	教科授業研究の開発実践	57
	授業研究基礎論	20
	カリキュラム構成の方法論	20
	生徒指導・教育相談の理論と実践	49
	学校適応の理論と実践	26
	教職開発論	20
	特別支援教育の理論と実践	20
必修選択科目	教職実践基礎研究	7
選択科目	教育政策の理論と実践	6
	教育法規の解釈と実際的運用	9
	学校評価の開発実践	7
	学校経営計画の開発実践	7
	学校財務・事務の開発実践	6
	学校の危機管理対策	4
	地域社会と学校の連携と協働	4
	授業分析の事例研究	10
	校内授業研究システム改善	8
	授業及び子ども理解の技法の開発と改善	10
	総合的学習の授業開発	17
	ワークショップ型教材開発	10
	教育課程の経営と評価	8
	いじめ・不登校問題の理解と実践	10
	道徳教育の開発実践	1
	教育臨床の理論と実践	9
	教育臨床アセスメント開発実践	14
	生徒指導・教育相談の事例研究	5
	特別活動の開発実践	1
	教育支援連携フィールドワーク	9
	特別支援学校経営の理論と実践	2
	特別支援学校の危機管理対策	1
	特別支援学校教育課程の理論と実践	2
	特別支援学校・学級の授業開発	3
	特別支援教育コーディネーターの理論と実践	9
	特別支援教育コーディネーターの事例研究	2
	教育的支援の理論と実践	1

表3-2-4 授業評価アンケート「シラバス記載の学習到達目標に対する自己評価」の結果

授業科目	1	2	3	4	5
スクールマネジメントの技法と実践	0	2	19	6	7
教科授業研究の開発実践	0	3	31	13	4
生徒指導・教育相談の理論と実践	0	1	28	13	5

※1：目標にほとんど達しなかった、2：目標にあまり達しなかった、3：目標に達した、4：目標にかなり達した、5：目標に十分に達した

(出典：平成27年度前期授業評価アンケートの結果)

(4) 学習履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態になっているか（例えば、現職教員学生と学部新卒学生がお互いの特性を生かし協働しながら学び合いを進める取組や現職教員学生と学部新卒学生の特性を配慮し区別した取組などが考えられる。）。

学習履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態になるよう、本教職大学院では各講義において、学部卒学生と現職教員学生の特性に配慮し、ともに学び合える学習集団を編成するようしている。例えば、1年次前期に開講する共通科目「授業研究基礎論」や「教科授業研究の開発実践」では、学部卒学生と現職教員学生の違いや校種の違いを踏まえ、[資料3-2-3]のように属性に応じた様々なグループを設定して討論する場を何度も設け、異質性と同質性の両側面に配慮したものとするように心がけている。

(5) 教育課程の編成の趣旨に沿って1年間の授業計画、授業の内容・方法、単位認定の仕方等が明記された適切なシラバスが作成され、活用されているか。

これまで示した教育課程の編成の趣旨を踏まえ、授業科目ごとにシラバスを作成している。平成27年度には全学的なシラバス入力項目が改訂され、それに合わせ本教職大学院においても、授業計画や授業内容、成績評価や達成度評価方法に加え、授業に含まれる能動的学习の要素や本学が定める基盤的能力の重点指導項目などを記載し、学生にとってよりわかりやすく授業に関する情報を提供できるシラバスを作成している[資料3-2-1]。これらはWEBシラバスとして作成・公表することで学生が活用できる環境とともに、教育支援システムAIMS-Gifu内に「教職大学院」コミュニティを開設しそこで学生と教員がシラバスを踏まえた授業に関する情報共有を行うなど、適切な授業履修ができる配慮を取り組んでいる。

また、教職大学院ホームページでは、教職大学院の教育課程における課程編成の趣旨や2年間の履修方法、授業展開等を学生にわかりやすく表示している(図3-2-2)。

《必要な資料・データ等》

[前掲資料1-1-2] 岐阜大学大学院教育学研究科規程

[資料3-2-1] 平成27年度岐阜大学教職大学院全科目シラバス



(出典：教職大学院ホームページ)

図3-2-2 教職実践開発専攻（教職大学院）の履修方法

岐阜大学大学院教育学研究科規程

〔資料3-2-2〕 講義「特別支援学校経営の理論と実践」講義計画

〔資料3-2-3〕 平成27年度「授業研究基礎論」<授業分析の展開>講義計画

(基準の達成状況についての自己評価：A)

本教職大学院では、教育現場における課題を授業科目のテーマとしており、フィールドワーク型やチームティーチング型などを取り入れた教育方法を展開している。特に「開発実践報告」では、実際の学校現場の課題を題材として課題解決のための実践的プログラムに取り組んでいる。教育効果が十分に上げられるよう受講学生数が比較的多い授業科目であってもプロブレム・ベースド・ラーニングやアーサーション・トレーニングなどの講義方法を導入するような配慮を行い、結果として目標は達成したと学生が自己評価している。学生の特性に応じた配慮については、授業におけるグループ分けへの配慮等により対応している。また、開講している授業については授業計画等を明記したシラバスを作成・公表している。

基準3-3 レベルI

○ 教職大学院にふさわしい実習が設定され、適切な指導がなされていること。

[基準に係る状況]

基本的な観点3-3-1：学校等における実習

(1) 例えれば教育課程、教科指導、学級経営、学校経営、生徒指導、進路指導などをはじめ、学校の教育活動全体について総合的に体験し、省察する機会が設けられているか。

本教職大学院の実習「臨床実習」は、学部段階での基礎的・基本的な実践力を養成する「教育実習」科目の上にさらに応用力のある高度な実践力を養成するために開講された実習科目群であり、学校における広くて多様な教育活動全体にわたって総合的に体験できる内容となっている(表3-3-1)〔資料3-3-1 P.2〕。また、以上の実習は2年次の必修科目とした「開発実践報告」の課題設定と探求の基盤となるものである。

表3-3-1 臨床実習科目群の構成

		領域	概要(目的)
臨 床 実 習 科 目 群	学校 教育 臨床 実習	学校改善臨 床実習	学校経営の領域で、学校全体(校務分掌)の一員としての教師としての役割を、自ら責任を持って遂行し、実践力を持つとともに、自らの基礎的な学校経営の能力を開発する。
	授業開発臨 床実習	授業開発臨 床実習	自律(立)した教員として指導計画の全体と学年のサイクルを視野に入れ、教材研究、指導案の作成、単元の指導と評価の実践を通じて、実践力を持つとともに、授業者としての能力を開発する。
		教育臨床実 習	学校経営、教育課程、道徳教育、学級経営、特別活動の領域で、生徒指導の実践を主体的に行いながら、児童生徒の理解と援助の開発を行う。
特別 支援 学校 臨床 実習	学校改善臨 床実習	学校行事等の調整、児童生徒の出席状況等の掌握に関して実践的に体験し、学ぶ。また、特別支援学校独自の業務のひとつである附則9条本等の教科書採択業務も実践的に体験し、学ぶ。さらに、生命維持等も含める危機管理に関する教師の役割を実践的に体験し、学ぶ。	
	授業開発臨 床実習	特別支援学校特有の指導形態である「教科・領域を合わせた指導」である生活単元学習、作業学習の「授業開発」についての実習を行う。	

	教育臨床実習	教育的支援の実際として個別の指導計画の作成とその実際の運用、対象児への支援についての実習を行う。
--	--------	--

(出典：岐阜大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻学校教育臨床実習・特別支援学校臨床実習の手引き P. 2)

さらに、教育の現象の中に入り込むことにおける自らの関与と責任に対する省察を重視し、表3-3-2のような臨床実習のコンセプトを定め〔資料3-3-1 P. 1〕、実習記録を基にした実務家教員を軸に研究者教員と学生の3者による週ごとの定期的省察、中間報告省察ならびに総括省察を行っている〔資料3-3-2〕。

表3-3-2 臨床実習のコンセプト

コンセプト	内容
教育実践への積極関与と責任	学部段階の教育実習とは異なり、教員免許を所有している自立した教員（副担任）として、学校における教育実践場面で思考し、積極的に関与してその結果に責任を持つ。
教員としての実践を通した学習	教員として思考し行動する実践と関連させたものであり、長期的な教師力の基盤となる教育実践における課題探求能力を育成する。
協働による学習と態度の育成	就職後の日常的な教員の成長を促進するためには、教員集団の中で協働する必要があり、現職教員又は大学院生同士との学習活動を通して協働する態度を育成する。
省察による評価と態度の育成	教員自らの不斷の成長は、実践を評価、改善し、自らの教育観を見つめなおしつつ促進されるものであり、現職教員や大学教員、大学院生等との実践評価やディスカッション等を通して省察する態度を育成する。

(出典：岐阜大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻学校教育臨床実習・特別支援学校臨床実習の手引き P. 1)

(2) 教科指導や生徒指導、学級経営等の課題や問題に関し、自ら企画・立案した解決策を体験・経験することにより、自ら学校における課題に主体的に取り組むことのできる資質を養うようなものになっているか（実習の時期、系統性、内容など）。

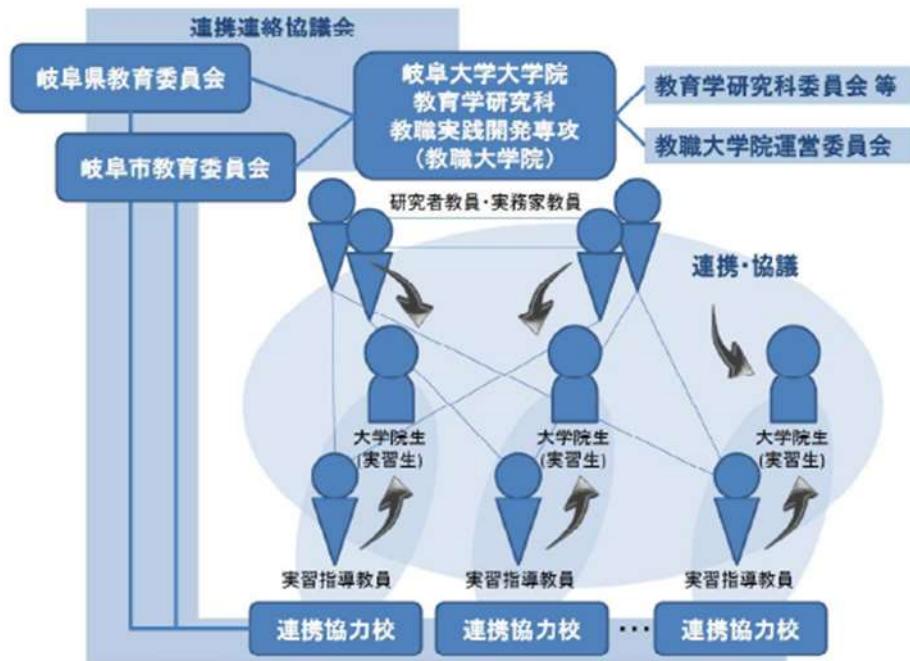
自ら学校における課題に主体的に取り組む資質を養うため、第2学年の約半年（学校教育臨床実習は週1日（一部は集中）、特別支援学校臨床実習は10週間連続）にわたり、同じ実習校に配属される〔資料3-3-1 P. 3〕。実習校では、各校の教育目標（指導の方針や重点）や年間指導計画、教育目標の実現のための学校の研究構想など多くの領域にわたって実習校のメンターティーチャー（指導教員）を中心とする指導を受け理解を深めるとともに、配属学級において授業観察や児童理解を継続的に行っている。それらの過程を踏まえて、大学の実務家・研究者教員や実習校のメンターティーチャーの指導を受け、自らの課題の発見や実践の企画立案を行っている。各実習の具体的な内容については、〔資料3-3-1 P. 4～10及びP. 20～24〕に示すとおりである。

(3) 実習を行うための連携協力校について、適切な学校種等（例えば実習内容に合致した規模や性格、指導者の存在など）及び数が確保され、実習のテーマ、計画、体制、評価等の連携が整えられているか。

本教職大学院では、図3-3-1のように小学校・中学校の連携協力校について岐阜市教育委員会と協議し、これまでに学部教育実習の経験豊富な実習校を連携協力校群として位置づけ（表3-3-3）、学部卒学生の臨床実習はこの中から年次交代で実習校を選出している。また、高等学校・特別支援学校については、岐阜県教育委員会と協議して連携協力校を設定している。なお、研修派遣教員の実習校は、所属（元）校である連携協力校と

している。

＜指導体制 イメージ図＞



(出典：岐阜大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻学校教育臨床実習・特別支援学校臨床実習の手引き
P. 13)

図 3-3-1 実習の組織体制

表 3-3-3 連携協力校群

校種	連携協力校
小学校	岐阜大学教育学部附属小学校、岐阜市立加納小学校、岐阜市立長良小学校、岐阜市立長良西小学校、岐阜市立長良東小学校
中学校	岐阜大学教育学部附属中学校、岐阜市立加納中学校、岐阜市立長良中学校、岐阜市立東長良中学校、岐阜市立青山中学校、岐阜市立陽南中学校

(出典：岐阜大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻学校教育臨床実習・特別支援学校臨床実習の手引き P. 11)

実習のテーマ、計画、評価等、実習の連携を図るため、実習生 1 名に対しチームによる指導体制を構築し（表 3-3-4）、事前指導や実習校でのオリエンテーション、学校教育臨床実習等日誌提出などを通じ協力した指導に取り組んでいる。また、実習の評価についても、本教職大学院と実習校で定めた「臨床実習評価票」〔資料 3-3-1 P. 14〕を基に、本教職大学院の実務家教員・研究者教員と実習校との間で総合的な評価を行うこととしている。

表 3-3-4 臨床実習の指導におけるチームの編成

実習指導担当者	役割
研究者教員	実習生の実践に対する問題意識や課題に関する指導や確認を行う。実習計画及び実習全

	体にわたる指導を行う。
実務家教員	大学と実習校の間に立って、実習全体の運営計画を作成し、実習生の個別実習計画作成の指導を行う。実習校での実際に関して調整業務を行う。
実習指導教員	実習校の現職教員で、実習生の直接の指導を日常的に担当する。

(出典:岐阜大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻学校教育臨床実習・特別支援学校臨床実習の手引き P.12)

(4) 連携協力校に対し、実習の目的及び実施方法等、学部実習との差異、教職大学院で学ぶことの意義やそこで得られる知識・能力が適切に周知・説明されていて、大学との共通理解が得られているか。

実習の目的及び実施方法等について連携協力校と大学との共通理解を得るために、本教職大学院と岐阜県教育委員会、岐阜市教育委員会及び各連携協力校とで年2回「連携連絡協議会」を開催し、臨床実習の体制等について協議している(表3-3-5、表3-3-6)〔資料3-3-1 P.12〕。

表3-3-5 連携連絡協議会の協議事項

協議事項	
1	学校教育臨床実習、特別支援学校臨床実習に係る実習計画、実習指導体制に関すること
2	フィールド活用科目に係る観察・実践計画、年間計画への位置づけおよび校内研究への位置づけに関すること
3	開発実践報告に係る年間全体計画の立案および共同実施に関すること
4	教職大学院の教育専門職養成教育に対する評価に関すること
5	その他連携連絡協議会の目的を達成するために必要な事項

(出典:岐阜大学教職大学院連携連絡協議会要項)

表3-3-6 平成27年度第1回岐阜大学教職大学院連携連絡協議会の議題

全体会議	
1	岐阜大学連携連絡協議会の趣旨
2	教職大学院の目的とカリキュラムの特徴
3	昨年度の外部評価の結果と教職大学院の本年度の取組について
4	第8期生の現状
5	開発実践報告、学校教育臨床実習(特別支援学校臨床実習)の概要
6	開発実践報告に関する留意事項
7	その他
分科会議(※実習校、小・中学校、高等学校・特別支援学校に分かれ議論)	
1	教職大学院の研究・教育活動に対する意見、評価、要望など
2	その他(ストマスの教職実践基礎研究(実地演習)の概要と指導)

(出典:平成27年度第1回岐阜大学教職大学院連携連絡協議会 式次第)

加えて、臨床実習の実施前年度末や実施年度初め、実習開始前に各連携協力校や教育委員会、教育事務所を訪問し、目的や実施方法、評価などに関する説明を行い、学校や教育委員会の理解を図っている。これらの取組もあり、大学と連携協力校との事前協議を経て、2年次の現職教員学生に対する適切な校務分掌の位置づけと負担

軽減のための配慮（担任回避等）が行われている。

(5) 連携協力校に対する配慮（例えば教育研究上の支援の措置等）を適切に行っているか。

本教職大学院では、連携協力校としての実習校への日常的な配慮として、本教職大学院の教員が訪問する際にには、実習に限定した関わりにとどまらず、同校の推進する研究について助言や実践記録の作成・分析などの協力支援を行っている。更に、岐阜県教育委員会により、連携協力校には加配教員が配置されている。

(6) 現職教員学生が現任校で実習を行う場合、日常業務に埋没しないための配慮がなされているか。

現職教員学生が現任校で実習を行う場合に日常業務に埋没しないよう、現職教員学生の教職経験内容を履修コースの実習内容と照らし合わせ審査した上で、「学校教育臨床実習」又は「特別支援学校臨床実習」の単位を既に取得したものとみなせる場合に免除措置をとっている。免除が認められない場合現職教員学生は現任校で実習を行うことになるが、「学校教育臨床実習」のうちの「学校改善臨床実習」に関しては、同実習内容4領域のうちいずれかの領域について現任校で当該領域の実習（部分実習）を課している。その際には、表3-3-7のとおり、日常業務に埋没しないための具体的措置に取り組んだ〔資料3-3-3、3-3-4〕。

表3-3-7 部分実習における日常業務に埋没しないための具体的措置

事項	内容
当該実習校（校長、担当者）との確認事項	1. 部分実習は、「職務専念義務免除」の申請・承認のもとに行う。 2. 学校業務に支障のない時期（主に夏季休業中）に実施する。
教職大学院としての配慮事項	1. 事前に「実習計画書」さらに実習期間中は日単位の「実習記録」を本教職大学院に提出する。 2. 領域ごとに、本教職大学院教員と実習校関係者とが実習者に直接成果を確認する「スクールミーティング」を実施し、実習の時期・内容・方法を検証する。

（出典：部分実習実施校の校長への依頼状）

(7) 実習の免除（全部ないし一部）措置を行う場合、例えば教職経験の内容と履修コースの実習内容とを照らし合わせること等、適切な判断方法及び基準を設けて措置決定が行われているか。また、その措置決定について合理的な根拠・資料にもとづいた説明がなされているか。

現職教員学生については、「岐阜大学教職大学院における学校教育臨床実習及び特別支援学校臨床実習の単位認定に関する基準」により、その教職経験の内容を審査の上で、学校教育臨床実習又は特別支援学校臨床実習の単位を既に取得したものとみなすことができる。既修得単位の認定方法は表3-3-8のとおりである。また、認定に際して、臨床実習ごとに実習経験の単位認定に関する基準を定め、各観点により評価を行っている〔資料3-3-1 P.16～17〕。これらにより、表3-3-9のとおり、実習の免除が行われた。なお、審査の結果によつては、実習の一部（学校改善臨床実習）の免除を認めず履修させている場合もある。その場合、実習免除判定に関しては申請者に対し個別に説明と指導を行っている。

表3-3-8 臨床実習に係る既修得単位の認定方法

	内容
1	各実習の「基準」に合わせ、現職教員入学生からの「教職経験に係る実践報告書」並びに「それを裏付ける関連資料」の提出を各実習別に受ける。
2	提出された「教職経験に係る実践報告書」の内容を精査するために、本教職大学院教員が同報告書とその

	内容を裏付ける関連資料との対応関係を一定の基準に基づいて検討・審査する。
3	報告書申請者（現職教員入学生）一人ひとりに対して各実習別に事前面接を実施する。
4	書類審査及び口述審査に基づいて、報告書申請者に対する実習免除の措置判定とそれを裏付ける説明を内容とする実習免除判定表を作成する。
5	教職大学院運営委員会において、その判定表を基に総合判断（認定評価）を行う。
6	この判断（評価）を受けて、研究科委員会において既修得単位として認定するかどうかの可否を決定する。

(出典：岐阜大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻学校教育臨床実習・特別支援学校臨床実習の手引き等)

表3-3-9 実習の免除状況

年度	H23	H24	H25	H26	H27
全部免除の人数（人）	8	1 1	1	0	0
一部免除の人数（人）	6	3	1 3	1 3	1 3

(出典：教職大学院運営委員会資料)

（8）免許未取得学生、学部新卒学生、社会人経験学生、現職教員学生など、多様な背景を持つ学生に対する区別と配慮が講じられているか。

本教職大学院は教員免許状の既取得を入学要件としているため、免許未取得者はいない。また、実習にあたっては、学生の背景により表3-3-10のような区別や配慮を講じている。

表3-3-10 学生の背景に対する配慮

配慮事項	学生の特性	内容
実習校種 や配属校 の決定	学部卒学生	各入学予定学生の取得免許状、希望校種、問題意識等を個別に確認・聴取した上で、岐阜県教育委員会、岐阜市教育委員会、附属小中学校と協議して、実習校（2年間にわたる配属校）を特定する。その後、特定した学校との協議による当校の学校事情（適切な指導を行いうるメンターティーチャーの存在など）の勘案、学生の課題意識などとのマッチングを行い、了解を得て配属予定校案を作成する。そして、岐阜県教育委員会、岐阜市教育委員会、附属小中学校の了解を得て、配属校を決定している。
実際の実習におけるカリキュラムメニュー	学部卒学生	学校運営、同僚性構築を支える校内の種々の組織の仕組みや職務を包括的に理解することに焦点をあててカリキュラムを作成している。
	現職教員学生	教職経験を蓄積していても、可視化しにくいがために十分に理解しているとはいえない学校運営基盤として不可欠な学校財務及び事務を具体的な事例によって体験的に理解することに焦点をあててカリキュラムを作成している。

(出典：岐阜大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻学校教育臨床実習・特別支援学校臨床実習の手引き等)

（9）学校以外（教育行政機関、教育センターなど）で実習を行う場合、実習設計（内容・方法・評価）や大学側の指導体制が整っているか。

本教職大学院では、学校以外（教育行政機関、教育センターなど）で実習を行っていない。

《必要な資料・データ等》

- [資料 3－3－1] 岐阜大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻学校教育臨床実習・特別支援学校臨床実習の手引き
- [資料 3－3－2] 実習記録（3 実習各 2 名分）
- [資料 3－3－3] 学校教育臨床実習（部分実習）について
- [資料 3－3－4] 学校改善臨床実習（部分実習）計画

(基準の達成状況についての自己評価：A)

本教職大学院の実習は、教育委員会、連携協力校との日常的で綿密な協議に基づく共通理解を基盤として、学校改善・授業開発・教育臨床という 3 領域における総合的な実習によって教育活動全般にわたる経験と省察の場を設けている。さらに、副担任としての日常的継続的な責任ある位置付け、教科単元全体にわたる授業担当などの仕組みによって、学部卒学生の多面的で高度な実践力、省察力、開発力の形成につながっている。現職教員学生の実習免除については、基準を設定して実習内容項目との照合に基づく評価審査を確実に運用している。そのことは、現職教員学生であっても、教職経験の評価審査の結果として臨床実習を実際に課していることに表われている。

基準 3－4 レベル I

- 学習を進める上で適切な指導が行われていること。

[基準に係る状況]

基本的な観点 3－4－1：履修指導**(1) 履修科目の登録の上限設定等の取組や学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等、単位の実質化への配慮がなされているか。**

本教職大学院では、1 年次前期の上限単位数を表 3－4－1 のように 20 単位としており、授業以外の時間帯において自己学習課題を深化・整理するのに十分な時間的余裕が生まれ、授業を進める上で学生に与える負担を減らし、教育効果を上げることを図っている。さらに、1 年次前期以外は 17 単位を上限としているため、前期以上に学生に対する時間的負担は少なくなり、個別の学習時間を十分に確保できる。これらにより、単位の実質化を図っている。

2 年次には、コース必修科目の「開発実践報告」を支援するコース別選択科目を履修させ、実習校との連携により指導を行う。現職教員学生については、学校現場での実践を中心として、定期的に指導教員と開発実践報告書作成のための話し合いを進めることになるため、授業科目は少なく配置し（開発実践報告 2 単位を含む 11 単位以上）、在職校の勤務を離れて大学院での学業及び研究に専念する毎週金曜日に大学へ来る機会が与えられるよう協議され、配置している。学部卒学生については、1 年次に引き続いて、同じ実習校に通つて長期実習（「学校実践課題取組」）を行いながら開発実践報告を作成することになるため、同様に 2 年次の授業科目は少なく配置している。

表 3－4－1 岐阜大学大学院教育学研究科履修要項

(履修方法)
第 2 条
3 教職実践開発専攻では、各期における履修登録の上限を 1 年次 20 単位、1 年次後期以降は 17 単位とする。

(2) 夜間その他特定の時間・時期に授業を行う方法を探る場合、そのための履修や授業の実施方法、学生の負担程度について、適切な措置がとられているか。

通常の時間帯以外に集中形式で開講する授業（平成 27 年度は 1 科目（「学校財務・事務の開発実践」））は夏季の期間に開講し、学生の過度の負担とならないように措置している〔資料 3-4-1〕。

(3) 遠隔教育を行う場合には、面接授業（スクーリング）もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。また、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

本教職大学院では、遠隔教育は行っていない。

(4) オフィスアワー等個別の学生指導のための時間が確保されているか。

オフィスアワーは教育支援システム AIMS-Gifu にて、図 3-4-1 のように各教員の設定状況が確認できるようになっており、各学生が必要に応じて活用している。

教員情報

氏名	坂本 裕
所属	
2015年度	
オフィスアワー	通年 水曜日 12時から13時
研究室	A105
電話番号	内2336
E-Mail	yutaka-s@gifu-u.ac.jp
備考	メールで連絡ください
更新日時	2016/01/24 15:50

図 3-4-1 教育支援システム AIMS-Gifu でのオフィスアワーの提示例

(5) 履修モデルに対応し、組織的な教育（履修指導）のプロセスが明確になっているか。また一人一人の学生の学習プロセスを把握し、支援する仕組みが適切であるか。

組織的な教育（履修指導）のプロセスが明確となるよう、本教職大学院のコース別の単位履修の「履修モデル」（数値は単位数）を表 3-4-2 のとおり示している。履修モデルの全体構造として、本教職大学院が養成する人材としての資質、教職の総合的力量の形成を重視し、共通科目に 5 つの領域の科目を必修として配置している。これらの共通科目は全て広い見識を習得するために必要な科目であり、早期に履修することにより専門科目との連携が図れるため、1 年次での積極的な履修を指導している。また、併せて、各コースの基礎理論と技法を習得させるため関係するフィールド科目（専門科目の一部）の履修も指導している。これらの指導は、各指導教員等により行われ、学生が提出する履修計画届により確認している〔資料 3-1-1〕。

特に学部卒学生に対しては、実習との関連においてきめ細かな履修指導を行っている。例えば、共通必修科目「特別支援教育の理論と実践」では一人一人の学生が学習プロセスを把握できるよう、指導体制と指導方法の実施計画書〔資料 3-4-2〕を講義初回に受講生に配付している。加えて、毎回の講義後に教育支援システム AIMS-Gifu の掲示板機能にて、各受講生が自らの学びのまとめを記述し、教員ならびに他の受講生もその

学びの状況を確認しコメントを付すようにしている〔資料3-4-3〕

表3-4-2 履修モデル

コース	区分		現職教員学生		学部卒学生	
			1年次	2年次	1年次	2年次
学校改善	共通科目	必修	20		20	
		選択必修			1	
	専門科目	選択	8	6	8	6
		選択必修（臨床実習）		(10)		10
		選択必修（開発実践報告）		2		2
	合計		28	18	29	18
授業開発	共通科目	必修	20		20	
		選択必修			1	
	専門科目	選択	8	6	8	6
		選択必修（臨床実習）		(10)		(10)
		選択必修（開発実践報告）		2		2
	合計		28	18	29	18
教育臨床実践	共通科目	必修	20		20	
		選択必修			1	
	専門科目	選択	8	6	8	6
		選択必修（臨床実習）		(10)		10
		選択必修（開発実践報告）		2		2
	合計		28	18	29	18
特別支援教育	共通科目	必修	20		20	
		選択必修			1	
	専門科目	選択	8	6	8	6
		選択必修（臨床実習）		(10)		(10)
		選択必修（開発実践報告）		2		2
	合計		28	18	29	18

（6）TA（ティーチング・アシスタント）等を活用した授業が行われている場合には、適切な運用がなされているか。

本教職大学院では、TA等を活用した授業は行っていない。

《必要な資料・データ等》

〔資料3-4-1〕 平成27(2015)年度前学期・後学期授業時間割

〔前掲資料3-1-1〕 平成27年度履修計画届

〔資料3-4-2〕 授業「特別支援教育の理論と実践」オリエンテーション資料

〔資料3-4-3〕 教育支援システム（AIMS-Gifu）掲示板

（基準の達成状況についての自己評価：A）

本教職大学院は、単位の実質化に対応した上限単位数の設定、2年次に在職校に戻る現職教員学生の履修に配慮した授業科目配置、個別指導の時間設定、履修モデルに即した指導など、学生の学習を進める上で適切な履修枠組みの設定と指導が行われている。とくに、2年次必修科目「開発実践報告」における学生の主体的な実践開発研究を促すために、1年次の段階から個々の学生に対応した指導を行っている。

基準3－5 レベルI

- 成績評価や単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっていること。

[基準に係る状況]

基本的な観点3－5－1：成績評価

- (1) 各教職大学院の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

本教職大学院ではWEBシラバス〔資料3－2－1〕に成績評価基準を明示し、学生に周知するとともに、各授業科目のオリエンテーションで学生に説明している。評価の方法・観点については、出席、最終レポート・試験だけでなく、全体討論・グループ討議（発言、討論のために準備したレジュメ内容）状況など形成的な評価となるよう配慮している（表3－5－1）。

「学校教育臨床実習（授業開発・教育臨床・学校改善）」、「特別支援学校臨床実習（授業開発・教育臨床・学校改善）」についての評価は、「実習の手引き」に掲載された「臨床実習評価票」〔資料3－3－1 P.14〕に即して、実習校が各実習（授業開発・教育臨床・学校改善）について行い、それをもとに、実習校を訪問し同校のメンターティーチャーと協議しつつ指導担当してきた本教職大学院の研究者教員・実務家教員が単位認定の判定をし、さらに教職大学院運営委員会の審議において最終決定を行っている。

本教職大学院の特色・重点の1つとなる、コースごとに設定された必修科目「開発実践報告」（「学校改善開発実践報告」「授業開発実践報告」「教育臨床開発実践報告」「特別支援学校開発実践報告」）の評価は、「報告論文」に対するコースごとの論文審査（コースの研究者・実務家教員による評価）と、「発表」に対する試験審査（教職大学院運営委員会の委託による連携協力校及び教育委員会関係者による評価）の2つにより総合的に行う。教職大学院運営委員会は、これら2つの審査結果を総合的に判断して最終的な評価を決定する。

加えて、修了認定基準となる「修了に必要な最低修得単位数」、そのための「修了に必要な最低単位数の履修方法」などについては、年度初めに配布される「岐阜大学大学院教育学研究科履修の手引」〔資料3－5－2〕に明記されており、本教職大学院のガイドラインにおいて学生に周知している。

- (2) 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。また、成績評価等の妥当性を担保するための措置が講じられているか。

本教職大学院における各授業科目の成績評価の基準や方法に関しては、岐阜大学WEBシラバスに示すとともに、各授業科目のオリエンテーションで示しており、それに基づいて成績評価を行っている。協働・オムニバス方式の授業の成績評価に関しては、担当教員の評価を数値化して加算するなど合議の上で行っている。単位認定に関しては、「岐阜大学大学院教育学研究科における成績評価に関する細則」第4条〔資料3－5－2 P.33〕に示される[秀（90点以上）、優（80点以上90点未満）、良（70点以上80点未満）及び可（60点以上70点未満）を合格として、不可（60点未満）を不合格とする]に基づいて行っている。修了認定に関しては、「岐阜大学大学院学則」第36条第2項（表3－5－1）、「岐阜大学大学院教育学研究科規程」第10条（表3－5－2）に定めるもののほかに、「岐阜大学大学院教育学研究科履修要項」〔資料3－5－2 P.17〕に定められ、それに従って実施しており、教職大学院運営委員会での判定結果を審議した後、研究科委員会で審議された上で決定している。

表3－5－1 岐阜大学大学院学則

（成績基準の評価等の明示等）

第36条2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価（教職大学院課程にあっては、学修の成果に係る評価）並びに修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（出典：岐阜大学大学院学則）

表 3－5－2 岐阜大学大学院教育学研究科規程

(成績基準の評価等の明示等)
第10条 大学院学則第36条第2項に規定する学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定基準は、別に定める。

(出典：岐阜大学大学院教育学研究科規程)

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料3－2－1〕 平成27年度岐阜大学教職大学院全科目シラバス

〔資料3－5－1〕 平成27年度試験実施状況

〔資料3－5－2〕 岐阜大学大学院教育学研究科履修の手引

(基準の達成状況についての自己評価：A)

本教職大学院における成績評価、単位認定、修了認定は、研究科内の教職大学院として研究科の規定に基づきながら、組織的に基準を策定して行われており、妥当なものと言える。評価の基準や方法は、シラバス、「岐阜大学大学院教育学研究科履修の手引」などによるオリエンテーションを通して学生に周知されている。本教職大学院の特色と言える「開発実践報告」の成績評価に関しては、教職大学院内による評価だけでなく、連携協力校、教育委員会による外部関係者評価を「評価項目」に即して位置付けていることは、学校や地域への貢献性を大学院の水準として重視する観点からみて適切かつ有効である。

2 「長所として特記すべき事項」

以下の2点が本教職大学院において特記することと考える。

1点目として、岐阜県教育委員会、連携協力校、岐阜県内の市町村教育委員会との日常的継続的で綿密な連携を図ってきていることがある。毎年度岐阜県内各地区及び岐阜市内連携協力校からの10数名の現職教員学生（小・中・高・特別支援の各校種）の派遣、連携協力校で2年次3領域にわたって行う長期的な実習、学部卒学生が引き続き同じ実習校で行う実践に基づく「開発実践報告」作成への取組、必修科目「開発実践報告」の実践開発及びそれに対する外部関係者の協力による評価、「開発実践報告」の学校や地域への成果の公表発表や還元など、いずれをとっても、そうした連携を日常的継続的に重視し行ってきたことが基盤にあってこそ実現なしれていることと考える。

2点目として、開発実践報告（学校改善開発実践報告、授業開発実践報告、教育臨床開発実践報告、特別支援学校開発実践報告）が挙げられる。現在の学校や教育実践が抱え、また直面している実際の学校教育課題をテーマとしてその解決のビジョンや方法を研究開発し、その成果を学校や地域に提起・還元することを目的としている。そのプロセスにおいて重要なことは、①自らの研究開発の課題を、現職教員学生の場合勤務校の同僚との協議、学部卒学生の場合自らの実習分析省察及びメンターティーチャーとの相談に基づいて、開かれた協働の基盤の上に設定すること、②連携協力校（勤務校・実習校）をフィールドとして実践的に研究すること、③探求したプロセスと成果、その社会的な意義を論文の形にまとめ、連携協力校や教育委員会の関係者が参加する開発実践報告発表会、勤務校のある各市町村教育委員会の研修会等の場において報告提案する、ということである。研究課題が個人の実践の範囲内にとどまるものではなく、広く多くの教員や学校の共有しうるものであること、単に課題を明らかにするだけではなく、課題解決のための一定の方法や内容を示すプログラム性を提示することを通して、開発実践報告の社会的意義、有用性等を、いかにどこまで自覚し、開発実践したかという形で、理論と実践の融合を一人ひとりの学生が追求することとなる。

基準領域 4 学習成果・効果

1 基準ごとの分析

基準 4-1 レベル I

- 各教職大学院の人材養成の目的及び修得すべき知識・能力に照らして、学習の成果や効果が上がっていること。

[基準に係る状況]

基本的な観点 4-1-1：単位修得、修了の状況、資格取得の状況等から判断して、教職大学院の目的に照らした学習の成果や効果が上がっているか。

本教職大学院では、優れた教員あるいはスクールリーダーとしての多面的で多様な力量の形成の目的に対応したカリキュラムを編成しており、共通科目において総合的な力量の形成を、選択科目において学校改善、授業開発、教育臨床実践、特別支援教育に関する力量の形成を重視している。表 4-1-1 に示すように、第 3 期生から第 7 期生まで修了生全員が教育課程上の措置に見合った単位を取得して教職大学院を修了し、教職修士（専門職）の学位を修得している。また、表 4-1-2 の例に示すように、修了生全員が専修免許状を取得している。

以上のことから、本教職大学院の目的に照らした教育の成果や効果が上がっているといえる。

表 4-1-1 留年・休学・退学・単位取得率・学位取得率・修了率

		入学者数	留年者数	休学者数	退学者数	単位取得率	学位取得率	修了率
第 3 期生 (H22 入学 H23 修了)	学部卒学生	10	0	0	0	107.7%	100.0%	100.0%
	現職教員	14	0	0	0	119.5%	100.0%	100.0%
第 4 期生 (H23 入学 H24 修了)	学部卒学生	6	0	0	0	114.9%	100.0%	100.0%
	現職教員	14	0	0	0	113.4%	100.0%	100.0%
第 5 期生 (H24 入学 H25 修了)	学部卒学生	5	0	0	0	113.6%	100.0%	100.0%
	現職教員	14	0	0	0	107.6%	100.0%	100.0%
第 6 期生 (H25 入学 H26 修了)	学部卒学生	6	0	0	0	114.2%	100.0%	100.0%
	現職教員	14	0	0	0	105.5%	100.0%	100.0%
第 7 期生 (H26 入学 H27 修了)	学部卒学生	4	0	0	0	111.9%	100.0%	100.0%
	現職教員	13	0	0	0	124.4%	100.0%	100.0%

※単位修得率は、修了要件とする 46 単位に対し実際に修得した単位数の割合

(出典：平成 27 年度教育学部学務係集計)

表 4-1-2 取得した専修免許状

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
第 3 期生 (H22 入学 H23 修了)	0	15	20	24	2
第 4 期生 (H23 入学 H24 修了)	1	12	15	18	0
第 5 期生 (H24 入学 H25 修了)	0	9	17	22	1
第 6 期生 (H25 入学 H26 修了)	0	12	18	20	1
第 7 期生 (H26 入学 H27 修了)	1	13	17	16	1

※単位：人

(出典：平成 27 年度教育学部学務係集計)

《必要な資料・データ等》

なし

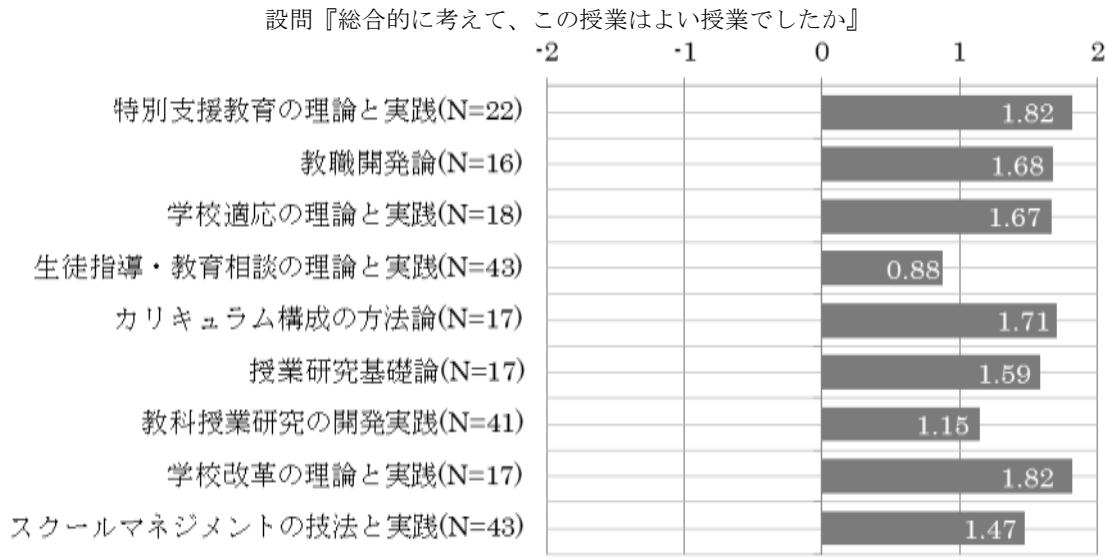
基本的な観点 4－1－2：学生の学習成果・効果の全般についての概要が把握できているか。

学生の学習成果・効果については、授業評価と教育学研究科修了時のアンケート、さらには紀要への論文投稿状況から定期的に把握している。

授業評価については、各年度の前期と後期において、科目毎に 12 項目の質問項目により学生が授業を評価し、その結果に基づいて改善を図っている。平成 26 年度においては、図 4－1－1 に示すように、4 段階（「2 ポイント」～「-2 ポイント」）評価の結果、共通必須の 9 科目うち 6 科目は 1.5 以上の高い評価を得ている。

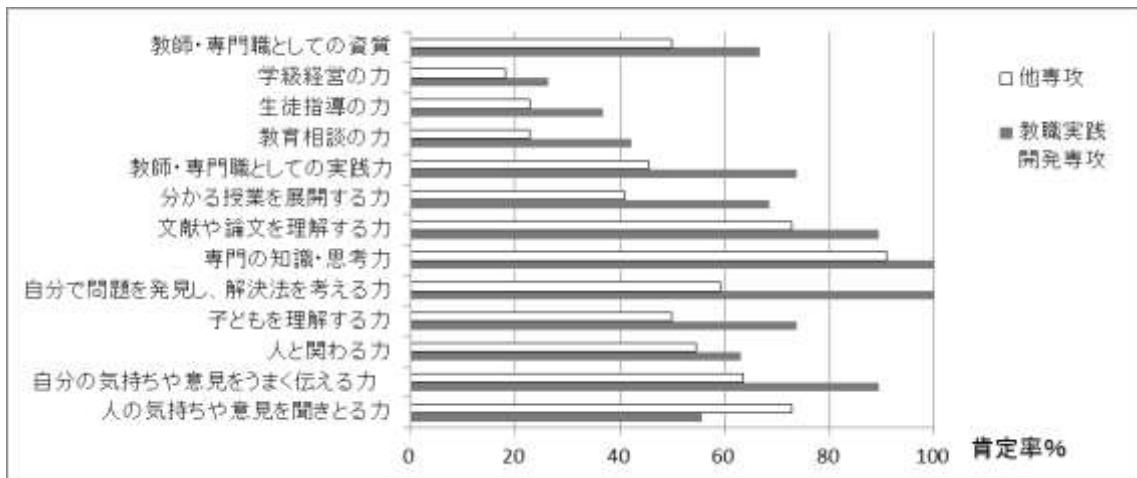
また、教育学研究科修了時にアンケートを実施し、大学院を通じて向上した力量について把握している。平成 26 年度については、図 4－1－2 に示すように、大部分の項目が他専攻と比べて評価点が高く、なおかつ「専門の知識・思考力」と「自分で問題を発見し、解決法を考える力」は 100% となっている。

さらに、学校現場の実践的課題を研究開発する「開発実践報告」の成果について、学生自身による岐阜大学教育学部研究紀要の『教師教育研究』への投稿状況を把握している。平成 26 年度は表 4－1－3 のとおり学生からの投稿があり、その題目に示されるように、「地域の中核・学校の中核となるミドルリーダー養成」という教職大学院の目的にふさわしい内容となっている。



(出典：平成 26 年度教職大学院授業評価)

図 4－1－1 平成 26 年度教職大学院授業評価の結果



(出典：平成 26 年度岐阜大学大学院教育学研究科修了時アンケート
図 4-1-2 大学院を通じて向上した力量

表 4-1-3 大学院生による『教師教育研究』2015 年第 11 号の掲載論文

コース名	論文題目
学校改善コース	学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の実効的な運用の在り方－管理職ではない教職員の参画を通して－
	進学希望者が多い普通科高等学校のキャリア発達支援－進路実現を目指したキャリアノート－
	高等学校における進路実現を支援する制度の考察－海津明誠高等学校における進路サポートー制度を例として－
	中学校における郷土教育推進のモデル開発
授業開発コース	言語活動を軸とした、思考力・判断力・表現力を高める授業のあり方－高等学校の教科指導の課題を踏まえて－
	小学校における教科担任制の開発実践－協働的専門職性を生かした学習指導の展開と展望－
	新人・若手教員の授業力向上を目指した実証的研究－新人教員とベテラン教員の授業比較をして－
教育臨床実践コース	中学校の道徳授業における評価方法に関する総合研究－学習者の側面を授業者の側面から－

(出典：『教師教育研究』2015 年第 11 号)

《必要な資料・データ等》

なし

基本的な観点 4-1-3：修了生の教員就職等進路状況の実績、成果から判断して、教職大学院の目的に照らした学習の成果や効果が上がっているか。

平成 22 年 3 月修了の第 1 期生 21 名から平成 27 年 3 月修了の第 6 期生 20 名まで合わせて 126 名が修了している（1 名逝去）。表 4-1-4 に示すように、学部卒生 40 名は退職・進路変更等の 4 名を除いて全員が学校へ赴任し、また、現職教員学生 85 名は全ての教員が現職場に復帰してミドルリーダーとして活躍している。さらに、表 4-1-5 に示すように、現職教員学生 85 名のうち、事務局登用者は 31 名 (37%)、管理職登用者は 12 名 (14%)、合わせて 43 名 (51%) である。このことから、教職大学院の目的に照らした学習の成果や効果が上がっているといえる。

表 4－1－4 学部卒者 40 名の修了後の進路

赴任先	人数	割合 (%)
県内小学校	17	42.5
県内中学校	9	22.5
県立高等学校	3	7.5
県立特別支援学校	1	2.5
県内講師	3	7.5
県外教諭	3	7.5
その他（退職・進路変更等）	4	10.0
合計	40	100.0

(出典：平成 27 年度教職大学院調査結果)

表 4－1－5 現職教員学生の管理職・事務局登用者数

校種	修了者	登用者	割合 (%)
小学校	30	17（管理職 4、事務局 13）	56.7
中学校	31	20（管理職 8、事務局 12）	64.5
高等学校	18	5（管理職 0、事務局 5）	27.8
特別支援学校	6	1（管理職 0、事務局 1）	16.7
合計	85	43（管理職 12、事務局 31）	50.6

(出典：平成 27 年度教職大学院調査結果)

《必要な資料・データ等》

なし

基本的な観点 4－1－4：教職大学院における学習の成果を示す課題研究等の内容が、教職大学院の目的に照らした内容になっているか。

表 4－1－6 に、平成 27 年度の教職大学院で取り組まれた開発実践報告の題目を示した。いずれも国の教育政策や学校現場の実践的課題をテーマとして取組んでおり、教職大学院の目的に沿った内容となっている。

表 4－1－6 平成 27 年度開発実践報告題目

	校種	コース	題目
1	高等学校	授業開発	歴史的思考力を養う世界史単元開発の在り方—パフォーマンス課題を軸にして—
2	小学校	授業開発	社会科授業における「振り返り」の明確化と場の設定—小学校の歴史分野を通して—
3	小学校	授業開発	話す能力を高める国語科の授業の開発—パフォーマンス課題を活用した逆向き設計の授業づくりから—
4	小学校	教育臨床実践	子どもの学校適応の促進を目指した社会的情報処理への介入研究—感情の役割に焦点づけた実践—

5	高等学校	学校改善	学校の将来構想を具現化する協働的、共感的な教職員組織の開発
6	高等学校	授業開発	評価を核としたカリキュラム・マネジメントより充実した探究型学習に向けてー
7	高等学校	授業開発	基礎学力とともに主体的な問題解決力を育成する授業の在り方ーアクティブラーニングの考え方を導入してー
8	特別支援学校	特別学校支援	特別支援学校の重複障害学級担当教員を中心とした研修開発に関する研究ー児童生徒の主体的な取組を促す支援を中心として
9	中学校	学校改善	中山間地域 郡上市におけるシティズンシップ教育の推進
10	中学校	学校改善	若手教員の指導力向上に寄与する研修リーダーの養成
11	中学校	授業開発	学校の小規模化状況における若手教員の授業力形成に資する中学校校内研究の開発実践
12	中学校	授業開発	メタ認知を育て、自ら学ぶ力を高める指導の在り方ー授業づくり・学習集団づくり・学習習慣づくりの3つの側面からー
13	中学校	授業開発	学習到達目標 (CAN-D0 リスト) の作成とそれを基にした解釈 (Interpretation) を重視した授業の在り方
14	中学校	教育臨床実践	特別な支援を必要とする生徒の道徳教育ー特別支援学級における道徳教育と教育相談の拡充を通してー
15	中学校	教育臨床実践	小学校と中学校の連携による児童生徒への生徒指導のあり方ー9年間を見通した継続支援体制づくりー
16	小学校	学校改善	小学校における「土曜日等の教育活動」のあり方
17	小学校	教育臨床実践	メタ認知機能に焦点づけた自己調整学習方略への心理教育的介入研究ー授業および自宅学習を活用した総合的介入の提案ー

(出典：平成 27 年度開発実践報告会冊子)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

単位取得状況や資格取得状況、修了状況、授業評価、教育学研究科修了時のアンケート、また開発実践報告の取組内容やその論文投稿、さらには修了者の進路状況などから、本教職大学院では、その設置目的を反映した学修内容の提供により、十分な成果や効果がもたらされていると判断される。

基準 4－2 レベル I

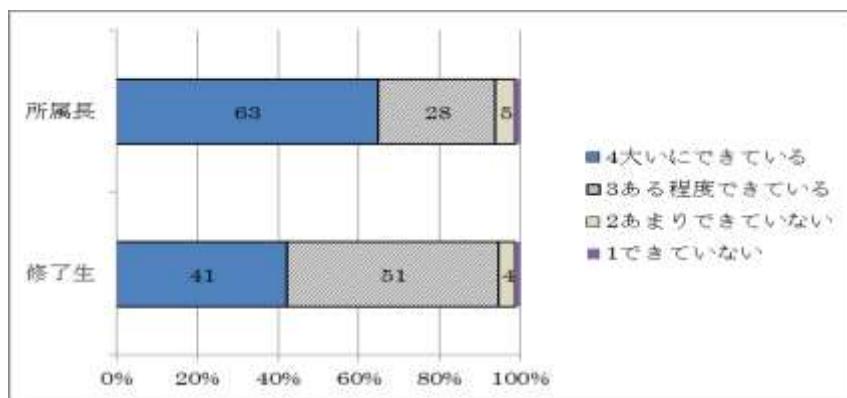
○ 修了生が教職大学院で得た学習の成果が学校等に還元できていること。また、その成果の把握に努めていること。

[基準に係る状況]

基本的な観点 4－2－1：修了生の赴任先の学校関係者・教育委員会等からの意見聴取等の結果から判断して、教職大学院の目的に照らした学習の成果や効果が上がっているか。

岐阜県教育委員会と連携して、修了生全員とその勤務先所属長を対象としたアンケート調査を行い、教職大学院の学修成果の活用について把握している〔資料 4－2－1〕。図 4－2－1 に、岐阜県内の修了生 97 名とその勤務先所属長 97 名の回答を示した。修了生の 95%が「教職大学院で学んだことが今の仕事に活用できているか」に対して「大いにできている」「ある程度できている」と回答している。また、所属長の 94%が「修了生が現在の

「職場で活躍しているか」に対して「大いにできている」「ある程度できている」と回答している。このことから、本教職大学院の学習の成果は学校等に還元できているといえる。



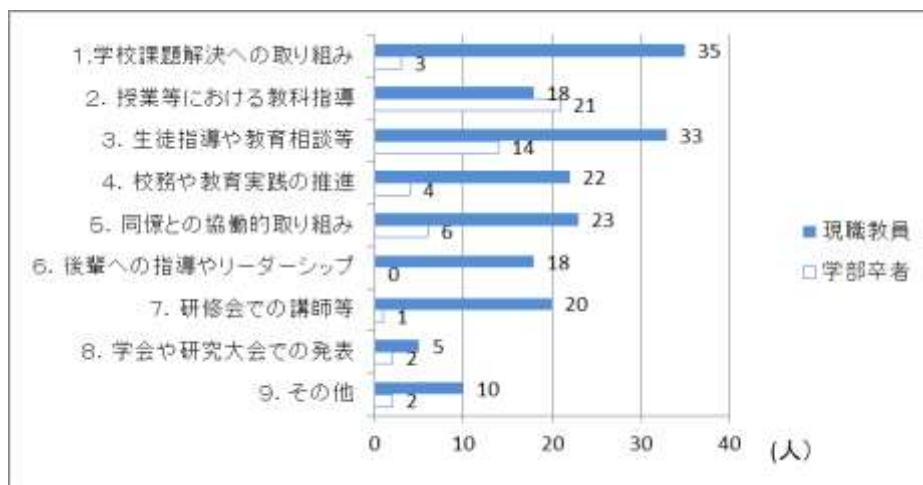
(出典：修了生及び所属長へのアンケート調査)

図 4-2-1 修了生及び所属長へのアンケート調査結果

《必要な資料・データ等》

[資料 4-2-1] 「岐阜大学教職大学院修了生を対象とした学修成果の活用に関する調査報告」『教師教育研究』第 12 号. 岐阜大学教育学部 2016 年 P. 25-38

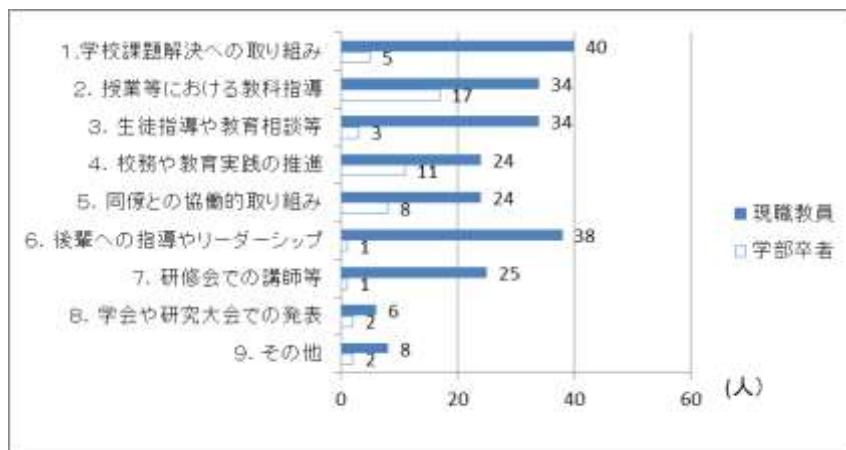
基本的な観点 4-2-2：修了生が、赴任先等での教育研究活動や教育実践課題解決等に貢献できているか。



(出典：修了生へのアンケート調査結果)

図 4-2-2 修了生による今の仕事に活用できている場面

図 4-2-2 に、修了生による教職大学院の学修成果の活用に関する自己評価結果を示した。現職教員では、学校課題解決への取り組み、生徒指導や教育相談、同僚との協働的取組などが上位に挙げられた。学部卒者では、授業等の教科指導、生徒指導や教育相談等などが上位に挙げられた。



(出典：所属長へのアンケート調査結果)

図 4－2－3 所属長による対象の教員が活躍している場面

図 4－2－3 に、所属長による対象の教員が活躍している場面に関する評価結果を示した。修了生評価と同様に、現職教員学生については、学校課題解決への取組とともに、生徒指導や教育相談の他、後輩への指導やリーダーシップ等が上位に挙げられ、ミドルリーダーとしての活躍が評価されている。また、学部卒者については、授業等における教科指導が挙げられ、新人教員として不可欠な教育実践が評価されている。さらに、表 4－2－1 に、修了生の各種教育賞等の受賞状況を示した。研究論文や実践論文の入賞が 14 名、学会等での発表や投稿が 4 名、文部科学大臣優秀教員の表彰が 4 名である〔資料 4－2－2〕。このことから、修了生が赴任先等での教育研究活動や教育実践課題解決等に貢献できているといえる。

表 4－2－1 修了生の各種教育賞等の受賞状況

<研究論文や実践論文の入賞：14名>

- ・平成 23 年 多治見市 教育実践研究論文 優良賞 ※
- ・平成 23 年 美濃加茂市 教育実践論文 入賞
- ・平成 24 年 羽島市 教育実践記録 優良賞、新人賞（2名）
- ・平成 26 年 美濃加茂市 教育実践論文 優秀賞 ※
- ・平成 26 年 高山市 教育実践論文 優良賞 ※
- ・平成 26 年 羽島市 教育実践記録 新人賞
- ・平成 26 年 恵那市 教育実践研究論文 優良賞
- ・平成 26 年 各務原市 教育実践記録 優良賞
- ・平成 26 年 第 30 回 東書教育賞 優秀賞
- ・平成 27 年 土岐市 教育実践論文 優秀賞
- ・その他の論文入賞（3名）

<学会等での発表や投稿：4名>

- ・平成 23 年 第 40 回教育展望セミナー分科会発表「学修評価を生かしたカリキュラムアセスメント」
- ・平成 26 年 日本特別活動学会 推奨実践事例受賞 ※
- ・平成 27 年 第 53 回 全国学校体育研究大会 授業者
- ・その他の学会等における発表

<文部科学大臣優秀教員の表彰：4名>

- ・平成 23 年度 文部科学大臣優秀教員表彰
- ・平成 24 年度 文部科学大臣優秀教員表彰（2名）※
- ・平成 25 年度 文部科学大臣優秀教員表彰

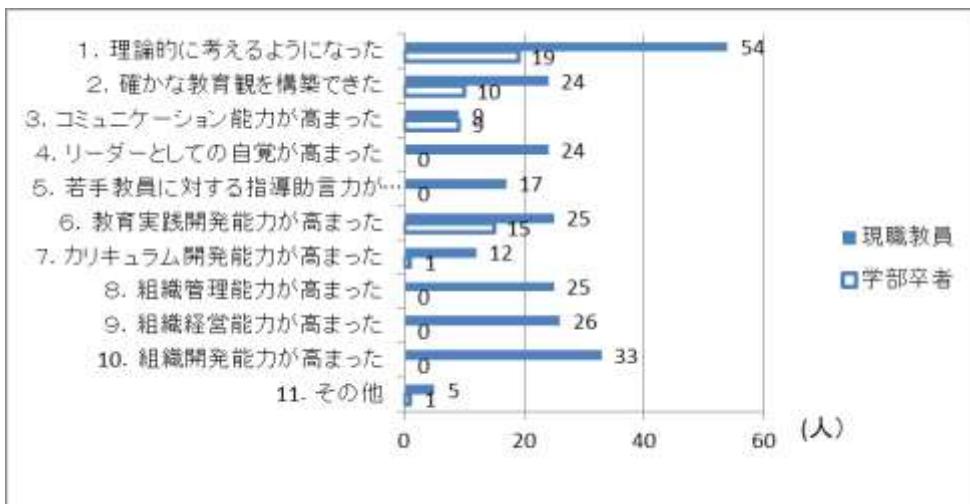
※は《必要な資料・データ等》として提示したもの

《必要な資料・データ等》

〔資料 4－2－2〕 修了生の各種受賞状況

基本的な観点 4－2－3：修了生が、短期的な観点及び数年を経た長期的な観点から見て、成果があったと振り返ることができているか。

図 4－2－1 に示したように、「教職大学院での学習は、今の仕事に活用できていますか」という問に対しても修了生の 9 割が活用できていると回答している。図 4－2－4 に、教職大学院の学修を経て最も成長したと感じることに関する修了生の自己評価結果を示した。現職教員学生では、理論的思考力や組織開発、経営、管理能力が向上したと回答している。学部卒者でも、理論的思考力や教育実践力が向上したと回答している。このことから、修了生は教職大学院での学修内容と現在の仕事を結び付けて振り返り、成果が実感できているといえる。なお、今回の調査は、修了後 6 年が経過している第 1 期生から、修了後半年の第 6 期生までを対象としており、長期的及び短期的な観点を示すものである。



(出典：修了生へのアンケート調査結果)

図 4－2－4 修了生による教職大学院の学修を経て、最も成長したと感じること（複数回答）

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 4－2－1〕 「岐阜大学教職大学院修了生を対象とした学修成果の活用に関する調査報告」『教師教育研究』第 12 号. 岐阜大学教育学部 2016 年 P. 25-38

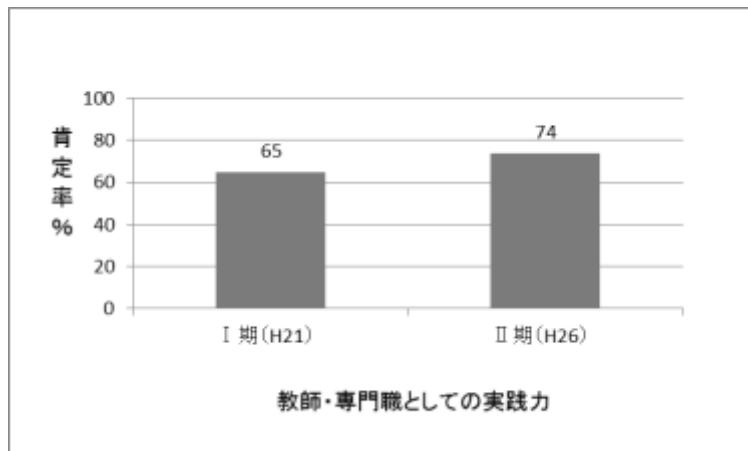
(基準の達成状況についての自己評価：A)

教職大学院修了生に対するアンケート調査結果から、修了生は「ミドルリーダー」としての資質力量を身につけたと自覚し、それを学校現場で活用していると回答した。それに対して勤務先所属長からも高水準の評価が得られている。また、修了後の教育研究活動や教育実践等の取組も受賞等により評価を得ている。このことから、

本教職大学院では、修了生が本教職大学院で得た学修の成果を学校等に還元しているといえる。

2 「長所として特記すべき事項」

図4-2-5に示すように、教育学研究科修了時アンケートにおいて、教職大学院で向上した力に関して、第1期修了生の平成21年度と第6期修了生の平成26年度を比較すると、「教師・専門職としての実践力」の肯定率は、平成21年度は65%であったが、平成26年度は74%に増加している。このことから、教職大学院の目的に沿う教育成果について学生の評価が向上していることを示すものである。



(出典：教育学研究科修了時アンケート)

図4-2-5 教育学研究科修了時アンケート(教職大学院で向上した力)

基準領域 5 学生への支援体制

1 基準ごとの分析

基準 5-1 レベル I

○ 学生相談・助言体制、キャリア支援等が適切に行われていること。

[基準に係る状況]

基本的な観点 5-1-1 :学生が在学期間中に教職大学院の課程の履修に専念できるよう、学習環境や学生生活に関する相談、キャリア支援の体制が整備されているか。

学生生活全般については、本学共通の「CAMPUS GUIDE 2016（平成 28 年度岐阜大学学生生活ガイド）」〔資料 5-1-1〕を配布し、奨学金・授業料や学生生活等についての情報・問い合わせ先を提示している。大学ホームページには、「困ったときの相談窓口」が複数紹介されている〔資料 5-1-2〕。また、「岐阜大学キャンパスライフヘルパー要項」〔資料 5-1-3〕及び「学生に関する苦情処理取扱要項」〔資料 5-1-4〕を定めるとともに、教職大学院の教学委員担当教員がキャンパスライフヘルパーとして各種相談に対応している。キャリア支援については、指導教員が各学生に対し個別に支援を行うとともに、現職教員の勤務校や教育委員会との面談など組織的な対応に取り組んでいる。修了生対象のアンケート結果では、他専攻と比較して、学生生活に関する要望が相対的に少なく（5 段階評価で 1 ポイント程度の差）、満足度が高くなっている〔資料 5-1-5〕。以上のことから、各種相談及び支援の体制が整備され機能していると判断する。

《必要な資料・データ等》

〔資料 5-1-1〕 CAMPUS GUIDE 2016（平成 28 年度岐阜大学学生生活ガイド）

〔資料 5-1-2〕 困ったときの相談窓口（大学ホームページ「教育・学生生活」中の「修学インフォメーション」）

〔資料 5-1-3〕 岐阜大学キャンパスライフヘルパー要項

〔資料 5-1-4〕 学生に関する苦情処理取扱要項

〔資料 5-1-5〕 大学院の修了生を対象にしたアンケート

基本的な観点 5-1-2 :学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。その際、現職教員学生と学部新卒学生の特性や差異が配慮されているか。

入学ガイダンスに加え、1 年次 5 月当初に開発実践報告の指導教員を決定するとともに、1 年次後学期から教育課程内の時間帯（開発実践報告Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）において学修や研究の相談をする機会を定期的に設定している。

また、県教育委員会との懇談会や指導教員による勤務校訪問等を行い、人事異動や学校における校務分掌等様々な配慮の依頼や調整に取り組んでいる。毎年度 4 月には、教職大学院の代表と実務家教員が学生の勤務校・実習校、教育事務所や市町村教育委員会を訪問し、教職大学院の運営、学生の学修支援に理解を求めている。

平成 27 年度修了生は、学部卒学生 4 名すべてが正規採用、現職教員学生 13 名すべてが職場に復帰している。以上のことから、指導教員を早期に決定するなど学生の相談機会は明確に定められており、修了生の進路にその成果が保証されている。

《必要な資料・データ等》

なし

基本的な観点 5－1－3：特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、障害のある学生等が考えられる）への学習支援、生活支援等が適切に行われているか。

大学全体としてバリアフリー設備が整備され、平成 26 年度からは障害学生支援室が設置されている〔資料 5－1－6〕。さらに、平成 27 年度には「国立大学法人岐阜大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」〔資料 5－1－7〕が制定され、組織的な対応体制を整備している。以上のことから、設備面だけでなく個々への対応も十分に配慮されている。

《必要な資料・データ等》

〔資料 5－1－6〕 障害学生支援室

〔資料 5－1－7〕 国立大学法人岐阜大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

基本的な観点 5－1－4：学生へ適切な学習支援が行われているか。その際、現職教員学生と学部新卒学生の特性や差異が配慮されているか。

大学院入試説明会では、現職教員学生と学部卒学生別に全コースから教員が出席して、各種説明や相談などを行っている。また、入学ガイダンスを現職教員学生と学部卒学生に対して個別に実施し、2 年生が同日に院生室の利用方法や研究に必要な文献の検索方法を説明している。

平成 27 年度の FD 研修会では、修了予定の大学院生が 2 年間の学修を振り返り、そこからの提言を今後の授業改善や学生支援に活かすというワークショップに取り組んだ〔資料 5－1－8〕。以上のことから、現職教員学生と学部卒学生への個別の配慮がなされており、学生の意見を反映した学習支援の改善もなされている。

《必要な資料・データ等》

〔資料 5－1－8〕 2015 年度教職大学院ワークショップ型 FD

基本的な観点 5－1－5：学生に関するハラスメント防止対策等が行われているか。

「国立大学法人岐阜大学ハラスメント防止等に関する規程」(第 18 条第 1 項)〔資料 5－1－9〕に基づき、「岐阜大学における学生間のハラスメントの防止等に関する細則」〔資料 5－1－10〕を定めている。また、ハラスメント防止研修会が全学的に実施されている〔資料 5－1－11〕。以上により、学生に関するハラスメント防止対策等を実施している。

《必要な資料・データ等》

〔資料 5－1－9〕 国立大学法人岐阜大学ハラスメント防止等に関する規程

〔資料 5－1－10〕 岐阜大学における学生間のハラスメントの防止等に関する細則

〔資料 5－1－11〕 ハラスメント防止研修会ポスター

基本的な観点 5－1－6：学生に対するメンタルヘルス支援システムが構築されており、適切に機能しているか。

保健管理センターに臨床心理士などが常駐しており、対応が可能となっている〔資料 5－1－12〕。以上のことより、支援システムは適切に運用されている。

《必要な資料・データ等》

〔資料 5－1－12〕 学生の心の相談室利用案内

(基準の達成状況についての自己評価：A)

学生支援情報は、様々な媒体を通じて伝えられている。相談窓口や支援室など支援体制を構築するとともに、説明会やFD研修会、指導教員の個別指導などの機会を多く設定することで、相談しやすい環境づくりを徹底している。他専攻と比較した学生生活に関する要望の少なさや修了生の進路により成果が証明されている。

基準 5－2 レベルⅡ

○ 学生への経済支援等が適切に行われていること。

〔基準に係る状況〕

基本的な観点 5－2－1：学生が在学期間に教職大学院の課程の履修に専念できるよう、経済的支援体制が整備されているか。特に教職大学院独自に整備されているか。

学生への経済的支援体制等に関しては、日本学生支援機構奨学金、入学料・授業料の免除及び納付猶予〔資料 5－2－1、5－2－2、5－2－3〕、応援奨学生〔資料 5－2－4〕の各制度を整備している。

日本学生支援機構奨学金について、本教職大学院からは平成 27 年度は第一種奨学金を 5 名が受けている。また、授業料免除は、平成 27 年度前学期全額免除 1 名半額免除 1 名（現職教員学生）、後学期全額免除 1 名半額免除 1 名（現職教員学生）が受けている。さらに、本学独自の奨学金制度である「応援奨学生」制度では、平成 27 年度は 1 名が奨学金を受給している。これら制度は、授業料半額免除を除き、学部卒学生が対象となっている。

その他に、岐阜大学教育学部附属学校の教育職員に関しては、岐阜大学職員高度専門研修制度により、授業料半額免除措置がある〔資料 5－2－5〕。なお、当該制度について、平成 27 年度は該当者がいなかった。

現時点で現職教員学生に対する独自の経済支援はないが、今後の支援の充実を視野に、教職大学院での研修を希望する岐阜県現職教員における経済支援ニーズを把握する質問紙調査を実施した〔資料 5－2－6〕。調査結果からは、研修が希望できない理由として経済的負担の問題が確認されている。

《必要な資料・データ等》

〔資料 5－2－1〕 岐阜大学における入学料の免除及び納付猶予に関する規程

〔資料 5－2－2〕 岐阜大学における授業料の免除及び納付猶予に関する規程

〔資料 5－2－3〕 岐阜大学における授業料及び入学料の免除並びに納付猶予の選考基準に関する細則

〔資料 5－2－4〕 応援奨学生取扱要項

〔資料 5－2－5〕 国立大学法人岐阜大学職員高度専門研修実施細則

〔資料 5－2－6〕 岐阜県の現職教員を対象とした岐阜大学教職大学院への研修ニーズに関する調査報告
(岐阜大学教育学部教師教育研究第 11 号)

(基準の達成状況についての自己評価：B)

学部卒学生を対象とした奨学金等の経済的支援体制は整備され、学部卒学生や一部の現職教員学生も活用している実績がある。ただし、現職教員学生に対する独自の支援制度はなく、検討の余地が残されているため、教職大学院が大学本部と調整をしながら引き続き検討をしていく。

2 「長所として特記すべき事項」

入試前の説明会から入学直後の履修指導まで、体系的にガイダンス等を行い、4月からの学習にスムーズに臨むことができるような配慮ができている。また、2年次の「開発実践報告」に向けての学習相談を、1年次後学期から、教育課程内の時間帯（授業名は開発実践報告Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）で設定・指導しており、学生が定期的に指導教員と関わる機会を設けている。

現職教員学生が在学中の学習に集中できるように、また、修了後に違和感なく勤務できるように、県教育委員会との懇談会を定期的に行っている（平成27年度は、10月（2年生対象）、12月（1年生対象）に開催）。また、現職教員学生の勤務校、学部卒学生の実習校へ指導教員が定期的に足を運び、様々な調整を進めている。年度初め（4月）には、教職大学院の代表と実務家教員が学生の勤務校・実習校のほか、教育事務所や市町村教育委員会を訪問し、教職大学院の運営、学生の学習支援に理解を求めている。特に、現職教員学生は2年次には学校へ復帰した形で学習することになるので、教育委員会や連携協力校と組織する連携連絡協議会などにて、人事異動や学校における校務分掌、教職大学院へ出向うことへの配慮（大学院での学業及び研究に専念する毎週金曜日に大学へ来る機会が与えられるよう協議）等について依頼している。

教職大学院での研修を希望する岐阜県現職教員における経済支援ニーズを把握する質問紙調査を実施するなど、現職教員学生の経済的支援の必要性を裏づけるデータを蓄積し、教職大学院独自の支援制度の設置に向けた努力を行っている。

基準領域 6 教員組織

1 基準ごとの分析

基準 6-1 レベル I

○ 教職大学院の運営に必要な教員が適切に配置されていること。

[基準に係る状況]

基本的な観点 6-1-1：教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

本教職大学院は、4 コースの教育課程を効果的に実施できる教員組織編制とすることを基本的方針としている。その基本方針に基づき、専任教員として、表 6-1-1 のように学校改善コース（教授 3 名）、授業開発コース（教授 2 名、准教授 2 名）、教育臨床実践コース（教授 1 名、准教授 3 名）、特別支援教育コース（教授 2 名、准教授 1 名）に計 14 名（教授 8 名、准教授 6 名）の教員を配置している。

表 6-1-1 教職大学院専任教員配置表（平成 28 年 5 月 1 日現在）

コース	教員名	職位	
学校改善コース	A	教授	研究者
	B	教授	実務家
	C	特任教授	実務家
授業開発コース	D	教授	研究者
	E	准教授	研究者
	F	准教授	実務家
	G	特任教授	実務家
教育臨床実践コース	H	教授	実務家
	I	准教授	研究者
	J	准教授	研究者
	K	准教授	研究者
特別支援教育コース	L	教授	研究者
	M	准教授	研究者
	N	特任教授	実務家

(出典：専任教員個別表 平成 28 年 5 月 1 日現在)

《必要な資料・データ等》

なし

基本的な観点 6-1-2：教職大学院の運営に必要な教員が確保されているか。また、それらの教員のうちには、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関して高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員が、専門職大学院設置基準に規定された必要な専任教員の数（以下「必要専任教員数」という。）以上置かれているか。

(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

(2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

14名の専任教員はいずれも「教育学研究科教職実践開発専攻教授・准教授資格審査基準」〔資料6-1-1〕により、専攻分野について、教育上又は研究上の優れた業績とともに優れた知識及び経験等を有し高度な教育上の指導能力があると認定されている。本教職大学院の専任の教員数は、基礎データ1-現況票のとおり基準を満たすとともに、専任教員の選考や運営等での実際活動は、本教職大学院の「教育現場の多様な課題を解決する実践力と応用力を持ち、教職に関する理論と実践を融合させて教育実践を自ら開発する力量を備えた高度な教育専門職者を養成する」という教育目的、4コースの教育課程を効果的に実施するという組織編制の基本の方針にも合致している。

《必要な資料・データ等》

〔資料6-1-1〕 教育学研究科教職実践開発専攻教授・准教授資格審査基準

基本的な観点6-1-3：教員の過去5年間程度における教育上又は研究上の業績等（教育上の業績とは、例えば教育活動歴、教育上的方法・内容・評価・教材に関する開発・工夫など）、各教員がその担当する専門分野について、教育上の経験・経験及び指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されているか。

専任教員の教育上又は研究上の業績等について、ARIS-Gifu (岐阜大学教育研究活動情報システム：<https://aris2.gifu-u.ac.jp/search/index.html?lng=ja>)により、担当授業や論文・著書等を学内外へ公表している。また、岐阜大学教育学部ホームページにおいても、岐阜大学教育学部・岐阜大学大学院教育学研究科教員の貢献度実績(社会活動、著作活動)について情報開示している〔資料6-1-2〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料6-1-2〕 教育学部・教育学研究科 2012年度貢献度実績リスト（その1）（その2）（抜粋）

基本的な観点6-1-4：専任教員のうちには、専攻分野における実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者（以下「実務家教員」という。）を含むものとし、実務家教員が、必要専任教員数のおおむね4割以上に相当する人数置かれているか。

本教職大学院の6名の実務家教員については、「国立大学法人岐阜大学と岐阜県教育委員会との人事交流に関する協定書」〔資料6-1-3〕による岐阜県教育委員会からの推薦及び教職経験等の実績に基づき、「教育学研究科教職実践開発専攻教授・准教授資格審査基準」〔資料6-1-1〕及び「国立大学法人岐阜大学特任教員規程」〔資料6-1-4〕により、20年以上の勤務経験を有し学校現場や教育行政における優れた教育実践力に加え専門分野に関する高度な教育上の指導能力があると認定され採用されている。必要専任教員13名の4割以上である6名の実務家教員を配置しているので、基準を満たしている。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料6-1-1〕 教育学研究科教職実践開発専攻教授・准教授資格審査基準

〔資料6-1-3〕 国立大学法人岐阜大学と岐阜県教育委員会との人事交流に関する協定書（教職大学院実務家教員）

〔資料6-1-4〕 国立大学法人岐阜大学特任教員規程

基本的な観点 6－1－5：多様な教員の雇用形態（例えば、みなし教員、任期付教員等）を活用して、実践現場の動きを恒常に導入するような配慮を行っているか。

本教職大学院の各コースの授業科目の内容を実践現場の動向・課題等を踏まえて充実する観点から、みなし専任教員を3名配置するとともに、県教育委員会指導主事等を講師として招聘するなどの配慮をしている。

《必要な資料・データ等》

なし

基本的な観点 6－1－6：教育上のコアとして設定されている授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授が配置されているか。

本教職大学院で教育上のコアとして設定している授業科目には専任の教授又は准教授を配置し、教職の理論的・実践的な力量・スキルを身に付けるためのカリキュラム編成や事例研究・討議・ワークショップ・臨床観察などを取り入れた課題解決型・フィールドワーク型・チームティーチング(TT)型等の授業を積極的に展開している。各授業科目の担当・目標・授業計画・参考文献等については、AIMS-Gifu(岐阜大学教育支援システム)やWEBシラバスに掲載し〔資料 6－1－5〕、学生が常時閲覧できるようになっている。

《必要な資料・データ等》

〔資料 6－1－5〕 岐阜大学教育支援システム (AIMS-Gifu) 、WEB シラバス講義情報検索・シラバス表示例等

基本的な観点 6－1－7：教員組織は、研究者教員と実務家教員との協働が図られ、理論と実践との融合という視点から、全体として実践的な力量形成を意識した教育が行われるように組織されているか。

本教職大学院では4コースにそれぞれ研究者教員と実務家教員を配置し、協働して講義や演習、実習指導を担当している。講義では、研究者教員が教職に関する理論を解説した後に、実務家教員が実践的な力量・スキルを指導するなどして、理論と実践との融合を図っている。また、ストレートマスターの教育臨床実習に関わる事前指導、訪問指導、事後指導では研究者教員と実務家教員が連携して取り組み、理論面と実践面から指導・助言している。さらに、教職に関する開発実践報告論文の指導（演習）では、院生1名に対して研究者と実務家が合同で指導し、理論と実践の両面から院生を指導している。特に、1年次後期のデザイン発表会、2年次前期の中間発表会、2年次後期の開発実践論文の審査会においては、院生1名をコースに所属する研究者と実務家が合同で指導・助言している。その他、講義や演習や発表会の前後、および月1回のコース会議と本教職大学院の運営委員会では、研究者教員と実務家教員が院生の学修状況や指導状況を報告し合い、実践的な力量形成ができているかを点検している。

《必要な資料・データ等》

なし

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 本教職大学院では、「教育現場の多様な課題を解決する実践力と応用力を持ち、教職に関する理論と実践を融合させて教育実践を自ら開発する力量を備えた高度な教育専門職者を養成する」という教育目的、4コースの教育課程を効果的に実現するという組織編制の基本の方針を有している。

2) 各専任教員が本教職大学院の教育理念や目的を共有し、大学と岐阜県教育委員会・市町村教育委員会・連携協力校との密接な連携を図るなどの多様な組織運営を行うとともに、それぞれの専門分野での指導能力を發揮し、理論と実践を融合させた本教職大学院の教育上のコアとしての設定授業科目及び学校教育臨床実習等を担当し効果的な実施に努めていることは、本教職大学院の教育目的、4コースの教育課程を効果的に実現するという教員の組織編制の基本の方針に合致しており十分に達成している。

基準 6-2 レベル I

- 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。

[基準に係る状況]

基本的な観点 6-2-1：各教職大学院の目的に応じて教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成バランスへの配慮等が考えられる。）が講じられているか。

本教職大学院は教育現場の多様な課題を解決する実践力と応用力をもち、教職に関する理論と実践を融合させて教育実践を自ら開発する力量を備えた高度な教育専門職者を養成するという目的に照らして、表 6-2-1 のように、経験豊富で研究業績等のある研究者教員及び実務家教員を配置しており、年齢構成は適切である。性別構成バランスについては、今後、本教職大学院の目的に照らして、女性教員の配置についても配慮する必要がある。

表 6-2-1 教員年齢構成表（平成 28 年 5 月 1 日現在）（単位：人）

区分	職名	35 歳～44 歳	45 歳～54 歳	55 歳～64 歳	65 歳～	合計
研究者教員	教授	0	1*	2	0	3
	准教授	0	4*	1	0	5
実務家教員	教授	0	0	2	0	2
	准教授	0	1	0	0	1
	特任教授	0	0	3	0	3

*それぞれ女性教員 1 名を含む

(出典：大学情報データベース 2-3 本務教員（年齢別）調査票等)

《必要な資料・データ等》

なし

基本的な観点 6-2-2：研究者教員及び実務家教員それぞれの採用基準や昇格基準等が、教職大学院における教育活動に相応しい基準として、明確かつ適切に定められ、運用されているか。特に、教育上の経験・経験及び指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇格等の基準は「岐阜大学職員採用規程」〔資料 6-2-1〕や「教育学研究科教職実践開発専攻教授・准教授資格審査基準」〔資料 6-1-1〕に明確かつ適切に定めるとともに、「岐阜大学大学院教育学研究科教育職員選考取扱細則」〔資料 6-2-2〕や、「国立大学法人岐阜大学特任教員規程」〔資料 6-1-4〕等により適切に運用されている。

また、教育上の経験・経験及び指導能力の評価基準として、「教育学研究科教職実践開発専攻教授・准教授資格審査基準」において、表 6-2-2 のとおり基準を定めている。

表 6－2－2 教授及び准教授の審査基準

教授	
	(1) 専門職大学院設置基準（以下「設置基準」という。）第五条第一項に該当すること。
	(2) 設置基準第五条第一項第一号に規定する「研究上の業績」は、次のとおりとする。
	イ 担当授業科目の内容に対応する専門分野での学術論文（著書を含む。以下「学術論文等」という。）が 20 編以上あること。
	ロ イの業績のうち、レフェリー制度のある全国的学会誌又はそれに相当する学術誌、刊行書等（以下「全国的学会誌等」という。）に掲載されたものが 3 編以上あること。
	ハ ロの業績のうち、最近 7 年以内に発表したものが 1 編以上あること。
	ニ 20 年以上の学校教育に関する職務の経験がある場合は、研究上の業績に関する分野の業績を含めることができる。
	(3) 設置基準第五条第一項第三号に規定する「特に優れた知識及び経験」は次のとおりとする。
	イ 学校教育に関する職務について 20 年以上の経験を有し、そのうち学校管理職あるいは教育委員会等で教育行政に関わる管理職の職務について通算 3 年以上の経験を有すること。
	ロ 当該授業科目の内容に対応する特筆する実務経験があり、さらに、教育関係の著書又は刊行書、論文、教育関係の研究会等での発表記録、教員研修等での講義録などがあること。
准教授	
	(1) 設置基準第五条第一項に該当すること。
	(2) 設置基準第五条第一項第一号に規定する「研究上の業績」は、次のとおりとする。
	イ 学術論文等が 10 編以上あること。
	ロ イの業績のうち、全国的学会誌等に掲載されたものが 2 編以上あること。
	ハ ロの業績のうち、最近 7 年以内に発表したものが 1 編以上あること。
	ニ 10 年以上の学校教育に関する職務の経験がある場合は、研究上の業績に関する分野の業績を含めることができる。
	(3) 設置基準第五条第一項第三号に規定する「特に優れた知識及び経験」は次のとおりとする。
	イ 学校教育に関する職務について 20 年以上の経験を有すること。
	ロ 当該授業科目の内容に対応する特筆する実務経験があり、さらに、教育関係の著書又は刊行書、論文、教育関係の研究会等での発表記録、教員研修等での講義録などがあること。

(出典：教育学研究科教職実践開発専攻教授・准教授資格審査基準)

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 6－1－1〕 教育学研究科教職実践開発専攻教授・准教授資格審査基準

〔前掲資料 6－1－4〕 国立大学法人岐阜大学特任教員規程

〔資料 6－2－1〕 国立大学法人岐阜大学職員採用規程

〔資料 6－2－2〕 岐阜大学大学院教育学研究科教育職員の任用に関する選考取扱細則

基本的な観点 6－2－3：実務家教員のリクルートの仕組みが明確化・透明化されていて、適切に運用されているか。

実務家教員については、「国立大学法人岐阜大学と岐阜県教育委員会との人事交流に関する協定書」〔資料 6-1-3〕による岐阜県教育委員会からの推薦を踏まえ、採用を行っている。実務家教員の教授・准教授資格審査基準は表 6-2-2 のとおりである。特に、実務家教員の採用においては、その教育上の経験・経験年数・実績のみならず、年齢や将来展望、実際の設定科目・学校教育臨床実習等の指導において適切な理論的・実践的指導が実施できる指導能力を有するかどうかについても厳密に審査し、教職実践開発専攻運営委員会等での審査結果をふまえ、教育学部大学院研究科委員会・教授会の議に基づき、適切に採用されている。昇格についても、「岐阜大学大学院教育学研究科教育職員の任用に関する選考取扱細則」〔資料 6-2-2〕に則り適切に行われている。

また、実務家教員のうち特任教授の採用については、「国立大学法人岐阜大学特任教員規程」〔資料 6-1-4〕に則り、適切に採用されている。

研究者教員及び実務家教員の採用については、上記の採用規定、選考取扱細則、資格審査基準に則り、十分な情報収集の基に、教育上の経験・経験年数、実績等を厳密に審査し、指導能力の評価が行われている。

《必要な資料・データ等》

- 〔前掲資料 6-1-3〕 国立大学法人岐阜大学と岐阜県教育委員会との人事交流に関する協定書（教職大学院実務家教員）
- 〔前掲資料 6-1-4〕 国立大学法人岐阜大学特任教員規程
- 〔前掲資料 6-2-2〕 岐阜大学大学院教育学研究科教育職員の任用に関する選考取扱細則

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されており、十分に達成している。

基準 6-3 レベル II

- 教職大学院における教育活動に関する研究活動が組織的に取り組まれていること。

〔基準に係る状況〕

基本的な観点 6-3-1：教育活動に関する研究活動が組織的に行われているか。

本教職大学院の特任教員は、本教職大学院の教育内容等と関連する研究活動を積極的に行っている。教育活動の改善について検討するために、平成 26 年度には岐阜県の現職教員のニーズ調査を行い、平成 27 年度には修了生調査を行い、教師教育研究に論文を掲載した。また、平成 27 年度には「文部科学省平成 27 年度総合的な教師力向上のための調査研究事業」に取り組み、岐阜県教育委員会及び岐阜市教育委員会と連携して、学校管理職養成プログラムの調査研究や開発実践を行った。さらに、平成 27 年度に、岐阜大学の地域志向学プロジェクトに取り組み、小規模校での研修開発を行った。このように、本教職大学院の教育活動に資する幅広い研究を組織的に推進している。

表 6-3-1 教師教育研究の掲載状況

	H23	H24	H25	H26	H27
掲載論文等数※	11	13	10	22	16
うち、教職大学院教員と他大学・教育委員会・学校との共著論文	2	3	3	3	1

※大学院学生の個人研究を除く

(出典：教師教育研究（2011 年第 7 号～2015 年第 11 号）の目次をもとに集計)

《必要な資料・データ等》

なし

(基準の達成状況についての自己評価：A)

本教職大学院では、他大学や教育委員会・学校等との共同研究や文部科学省調査研究事業に取り組み組織的な研究活動を推進しており、充実した取組となっている。

基準 6－4 レベル I

- 授業負担に対して適切に配慮されていること。

〔基準に係る状況〕

基本的な観点 6－4－1：専任教員の授業負担、学生指導負担に偏りがなく、適切に担当が割り振られているか。

本教職大学院における各教員の授業負担は表 6－4－1 のとおりであり、専任教員の授業負担、学生指導負担に偏りがないよう適切に担当を割り振るとともに、授業負担等が生じないようコース内の教員相互で TT 指導を行う等の配慮をしている。また、毎年度、教職大学院 F D 研修会を実施し、院生による授業評価に基づく授業等の改善について検討し、コース内の教員の TT 指導の改善、講師の招聘等により授業の充実と教員の授業負担の改善を図っている。

表 6－4－1 コース別授業科目及び総担当時間数一覧（平成 28 年 5 月 1 日現在）

コース	教員名	職位		担当単位 数	講座数
学校改善コース	A	教授	研究者	8.00	9
	B	教授	実務家	8.20	10
	C	特任教授	実務家	7.33	8
授業開発コース	D	教授	研究者	5.28	10
	E	准教授	研究者	7.17	8
	F	准教授	実務家	6.95	12
	G	特任教授	実務家	4.95	10
教育臨床実践コース	H	教授	実務家	6.78	8
	I	准教授	研究者	6.45	7
	J	准教授	研究者	5.28	8
	K	准教授	研究者	8.58	8
特別支援教育コース	L	教授	研究者	10.33	10
	M	准教授	研究者	10.53	11
	N	特任教授	実務家	8.53	9

(出典：専任教員個別表)

《必要な資料・データ等》

なし

基本的な観点 6－4－2：専任教員の授業負担、学生指導負担に対して、適切な配慮(例えば、既設大学院・学部の授業や学生指導などの負担軽減等)がなされているか。

専任教員の授業負担の軽減に対する配慮として、既設学部の授業負担については学部共通の教職科目の授業負担のみとしている。

《必要な資料・データ等》

なし

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 授業負担は平準化に配慮されており、十分に達成している。
- 2) 授業科目はその目標の実現に向けた様々な授業形態を取り入れ、院生の授業評価も受けて改善を図っており、十分に達成している。

2 「長所として特記すべき事項」

- 1) 研究者教員の中には文部科学省の審議会等の委員や学習指導要領解説書の作成協力者、県・市・町村等の教育計画作成委員、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の授業研究会及び公開授業研究会の指導講師、教育研究団体の主宰等、教育指導行政や教育実践の向上に寄与している研究者教員がおり、それら教員とともに教職大学院全体として教育活動に取り組んでいる。
- 2) 実務家教員の教授・特任教授は、全員校長経験を有し県の教育行政でトップクラスの役職を担い、長年にわたる教育実践と教育行政経歴の両面に実績を有する者を任用している。また、実務家教員の准教授には、小学校教員でありながら専門分野の高い研究実績とそれに基づく極めて広範にわたる実践活動を重ねてきた者を任用している。これら実務家教員が研究者教員と連携して、教育活動に取り組んでいる。
- 3) 本教職大学院の各教員が担当する講座数が、どの学生とも深く関わるものとして、ほぼ均等となるように配慮した体制となっている。

基準領域7 施設・設備等の教育環境

1 基準ごとの分析

基準7-1 レベルI

- 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。

[基準に係る状況]

基本的な観点7-1-1：教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備（例えば、講義室、演習室、実習室、教員室等が考えられる）が整備され、有効に活用されているか。

本教職大学院の授業は専用教室及び教育学部・教育学研究科と共にした教室で実施している。教室の配置は〔資料7-1-1〕のとおりである。また、教室の概要と利用状況は表7-1-1のとおりである。

本教職大学院の定員は20名であり、共通科目の授業を受ける学生数は約20名、選択科目では20名以下となる。授業は、講義や演習を行える25名規模の教職実践開発講義室(A706)及び特別支援教育演習室(A102)において、それぞれ前期3講義・後期9講義(A706)、前期9講義・後期4講義(A102)が行われている。その他にも、受講数や活動内容に応じて教育学部校舎の教室を使用している。これらすべての教室にはビデオデッキなどの視聴覚機器を配置している。各教員には個別の研究室があり、開発実践報告(I・II・III)などの個別指導が実施されている。また資料分析を行える教職実践資料室(A715)や学校教育臨床に関する実務家との交流ができるACT支援室(A310)なども随時使用し、多面的・総合的な力量を養成するための多様な授業形態に応じた施設・設備を整備し、活用している。

表7-1-1 教室の概要及び利用状況

教室名	収容人数	面積	使用目的	専用/共用	利用状況
教職実践開発講義室(A706)	25	40m ² 講義		共用	前期3講義・週1回（道徳教育の開発実践）、集中講義（教育実践基礎研究、学校財務・事務の開発実践） 後期9講義・週1回（教育法規の解釈と実際的運用、授業分析の事例研究、授業及び子ども理解の技法の開発と改善、学校評価の開発実践、学校経営計画の開発実践、ワークショップ型教材開発、教育臨床の理論と実践、総合的学習の授業開発、地域社会と学校の連携と協働）
教職実践資料室(A715)	20	23m ² 資料分析		専用	随時
ACT支援室(A310)	5	40m ² 学校教育臨床に関する教材開発・討議		共用	随時
情報メディア支援室(A233)	5	50m ² 教材開発・遠隔ミーティング		共用	随時
特別支援教育演習室(A102)	25	57m ² 演習		共用	前期9講義・週1回（学校経営の理論と実践、学校改革の理論と実践、授業研究基礎論、特別支援教育の理論と実践、学校適応の理論と実践、カリキュラム構成の方法論、生徒指導・教育相談の事例研究、特別活動の開発実践、教育課程の経営と評価） 後期4講義・週1回（教育政策の理論と実践、教職開発論、いじめ・不登校問題の理解と実践、校内授業研究システム改善）
教職実践グループワーク教室(206)	90	126m ² グループワーク		共用	随時
教職実践開発演習室(C122)	45	83m ² 学生の自習室・控え室		専用	毎日
教職実践分析室(C121)	15	33m ² 教材開発・資料分析・討議		専用	随時

(出典：学内資料)

《必要な資料・データ等》

〔資料7-1-1〕 主な教室配置図

基本的な観点 7-1-2 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自習室は教職大学院設置時に新設した教職実践開発演習室（C122）を使用している。教職実践開発演習室はすべての学生を収容でき、一人当たり 1.84 m^2 の専有面積がある。個人スペースには、48名分の机・椅子、電源装置、インターネット接続装置を配置している。共用スペースには、54名分のロッカー、パソコン2台、印刷機2台、スキャナー1台、ホワイトボード1台、書棚2台（図書・教育雑誌190冊）を配置している。自習室には、備品〔資料7-1-2〕並びに貸し出しできる視聴覚機器〔資料7-1-3〕を整備しており、ICカードを使用した入室管理システムにより24時間利用できる。このシステムには、表7-1-2のとおり1日あたり約102.3回（1人当たり2.56回）の入室が記録されており、自主的、相互的な学習の場として日々活用されている。

表7-1-2 自習室の利用状況

年度	年間総打刻数	1日あたりの打刻数
平成23年度	-（記録なし）	-（記録なし）
平成24年度	14,932	95.1
平成25年度	15,110	96.2
平成26年度	15,497	98.7
平成27年度	18,681	119.0
4年間の平均		102.3

- ・ ICカードの打刻数は入室回数である。
- ・ 総打刻数は、年間の入室回数の総数である。
- ・ 1日あたりの打刻数は、年間総打刻数を授業日数（157日）で割った数である。
- ・ 1日あたり102.3回は、1人あたり1日に2.56回入室したことになる。

(出典：入室管理システムの記録から作成)

《必要な資料・データ等》

〔資料7-1-2〕 自習室の購入備品一覧表

〔資料7-1-3〕 自習室の貸し出しできる視聴覚機器一覧表

基本的な観点 7-1-3 教育現場に即した実践的な研究を行う上で、図書館等において、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他、教職大学院に必要な資料が系統的恒常に整備され、有効に活用されているか。

図書については、本学の図書館（図書741,228冊（和書523,800冊、洋書217,428冊）、学術雑誌13,596種（和雑誌9,657種、洋雑誌3,939種）、視聴覚資料3,669点、データベース10所蔵）を活用している〔資料7-1-4、5、6〕。また、教員の推薦や学生の希望を踏まえて購入した図書を教職実践資料室（図書・学術雑誌457冊）や教職実践分析室（教科書・学習指導要領等200冊程、視聴覚資料10点程）に配置し、充実させている〔資料7-1-7〕。さらに、自習室の各自のパソコンから図書館のwebサービスにアクセスできる環境を整備しており、資料検索や資料収集に役立っている。資料検索の方法については、学生代表を通じたガイダンスを行っている。

《必要な資料・データ等》

- [資料 7-1-4] 図書館（岐阜大学概要）
- [資料 7-1-5] 図書館利用案内
- [資料 7-1-6] 主な学術雑誌・図書一覧表
- [資料 7-1-7] 教職大学院の図書購入

基本的な観点 7-1-4：複数のキャンパス及びサテライトキャンパスがある場合、教職大学院が運営される大学においては、キャンパス間の連携協力体制が確立され、運営が効率的になされているか。

本教職大学院には複数のキャンパスはない。サテライトキャンパスについては、通常は利用していないが、必要に応じて申請に基づき利用可能である。

基本的な観点 7-1-5：教職大学院が複数のキャンパスで運営されている場合には、それぞれのキャンパスごとに、教育研究に支障のないよう必要な施設・設備が設けられているか。

本教職大学院には、複数のキャンパスはない。

（基準の達成状況についての自己評価：A）

本教職大学院は、専用教室が設置されているだけでなく、教育学部・教育学研究科との施設の共用により、多面的・総合的な力量を養成するための多様な授業形態に応じた施設・設備を整備し、活用している。また、教職大学院設置時に2学年全ての学生を収容できる自習室を新設し、自主的、相互的な学習の場として日々活用されている。図書についても、本学の充実した図書館とともに、教職実践し良質や教職実践分析室に配置した図書を活用でき、さらに自習室にある各自のパソコンから図書館のwebサービスにアクセスできる環境を整備しており、日々の学習に有効に活用されている。

2 「長所として特記すべき事項」

- 1) 講義、演習、グループワーク、資料分析等に応じた教室を整備することによって、多面的・総合的な力量を養成するための多様な授業形態をとることができている。
- 2) 学生の自習室として、教職大学院設置時に「教職実践開発演習室」を新設することによって、学生の自主的、相互的な場として日々活用され、キャンパスライフの拠点となっている。
- 3) 学生の自習室の個人スペースにある各自のパソコンから図書館のwebサービスにアクセスできる環境を整備することによって、学習の効率化が図られている。

基準領域8 管理運営

1 基準ごとの分析

基準8－1 レベルI

- 各教職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及びそれを支える事務組織が整備され、機能していること。

[基準に係る状況]

基本的な観点8－1－1：教職大学院の管理運営に関する重要事項を審議する会議（以下「教職大学院の管理運営に関する会議」という。）が置かれているか。

本教職大学院の管理運営に関する重要事項を審議し、遂行する組織として「岐阜大学教職大学院運営委員会」〔資料8－1－1〕を設置している。

《必要な資料・データ等》

〔資料8－1－1〕 教職大学院の運営組織図

基本的な観点8－1－2：教職大学院の管理運営に関する会議の諸規定が整備されているか。また、諸規定に従って適切に運営され、機能しているか。

基本的な観点8－1－4：管理運営のための組織及び事務体制が、各教職大学院の目的を達成するために、効果的な意思決定を行える組織形態となっているか。

教職大学院運営委員会の組織及び運営に関しては「岐阜大学教職大学院運営委員会規程」〔資料8－1－2〕を制定し、教職大学院運営の体制整備を行っている。同運営委員会は、本教職大学院の全構成員で編制され、月1回の定例会議として開催している〔資料8－1－3〕。その主要な審議事項は以下の通りである。

①中期計画・中期目標に関する事項、②評価に関する事項、③予算・執行に関する事項、④人事計画に関する事項、⑤教育研究戦略・教育研究方法及び教育研究組織に関する事項、⑥教育課程に関する事項、⑦学生の入学、課程の修了その他の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項、⑧学生の円滑な修学等を支援するために必要な事項、⑨広報に関する事項、⑩その他教職大学院の教育又は研究に関する重要な事項。

これら事項について本教職大学院の構成員が運営委員会にて審議・承認を行い、教育学研究科委員会に報告され、最終決定が成されている。それに基づき本教職大学院の運営に取り組むことで、運営委員会を適切に機能させていている。

《必要な資料・データ等》

〔資料8－1－2〕 岐阜大学教職大学院運営委員会規程

〔資料8－1－3〕 教職大学院運営委員会記録（平成27年度）

基本的な観点8－1－3：教職大学院の管理運営に関する事項を取り扱う事務体制及び職員配置は、教職大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切なものであるか。また、教職大学院の教育課程を実施するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

教職大学院の管理運営を支える事務組織として、本学は教職大学院に特化した専管・独立の事務組織ではなく、本教職大学院が教育学研究科の一専攻であるということを踏まえ、教育学部事務部が本教職大学院に関する事務

を担当している（表8－1－1）。岐阜大学教職大学院運営委員会の定例会議には教育学部事務長・事務長補佐・総務係長・学務係長さらに教育学研究科長が必ず陪席し、本教職大学院の運営について事務部と意思疎通を図っている。

表8－1－1 教育学部事務部の事務系職員の人事配置状況（平成28年3月1日現在）

役職	事務長	事務長補佐	係長	主任	事務職員	事務補佐員	計
人数（人）	1	1	3	3	5	8	21

※附属学校担当は除く。

（出典：事務部作成）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

教職大学院の教学運営のための組織は規程上及び事実上十分に整備され、機能していると判断する。一方、事務体制については専管組織もしくは専任事務職員を配備していないが、収容定員が40名と小規模であるため、適切に対応できている。

基準8－2 レベルI

- 教職大学院における教育研究活動等を適切に遂行できる経費について、配慮がなされていること。

〔基準に係る状況〕 **基本的な観点8－2－1：教職大学院における教育研究活動等を適切に遂行できる財政的配慮（例えば実習巡回経費等の独自の予算措置が考えられる。）が行われているか。**

本教職大学院では、主として教職大学院での教育・研究に使用するものとして「研究経費」「大学院経費」が講座に配分されている〔資料8－2－1〕。この経費は学生が使用する備品・PC関連の設備・消耗品、研究用に使用する書籍・雑誌、報告集の作成などにも充てられる。「研究経費」は科研費申請の有無・学部等で策定した指數を元に、「大学院経費」は授業数・学生数・学部等で策定した指數を元に算出している。

平成27年度の研究経費は教員1人当たり平均166,850円、大学院経費は教員1人当たり174,340円が配分された〔資料8－2－1〕。その他の諸経費については教育学部の運営経費で必要実費をまかなっている。

《必要な資料・データ等》

〔資料8－2－1〕 平成27年度教育学部予算

（基準の達成状況についての自己評価：A）

教員に関しては大学全体において最低限の教育研究活動経費が確保されている。一方、教職大学院学生に対しても一定の学習支援ができている。

基準8－3 レベルI

- 教職大学院における教育研究活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

〔基準に係る状況〕

〔基準に係る状況〕 **基本的な観点8－3－1：理念・目的、入学者選抜、教育・研究、組織・運営、施設・設備等の状況について公表が行われているか。**

本教職大学院の目的や教育活動の状況を広く周知するため、ホームページで教職大学院の理念・目的、専攻コースの案内、カリキュラム、履修の方法、設置計画履行状況報告書等を掲載している〔資料8-3-1〕。また、教職大学院募集やF D等のポスターの作成、小・中・高・特別支援学校や関係機関にリーフレット〔前掲資料1-2-1〕を配布し、教職大学院の広報に努めている。

一方、教職大学院における履修学生の学習成果に関しては、修了時においてその学習成果を発表する開発実践報告会を開催している。同報告会においては岐阜県教育委員会及び岐阜市教育委員会のみならず学生の勤務校及び実習校の校長を招待し、学生の学習成果の周知に努めている〔資料8-3-2〕。また、主に教職大学院学生の研究開発成果を広報することを目的とした紀要『教師教育研究』に学生の論文を掲載している（前掲 表4-1-3）。なお、その他定例的に日本教職大学院協会大会シンポジウムにおいて学生のポスターセッション報告を行っている〔資料8-3-3〕。

《必要な資料・データ等》

- 〔資料8-3-1〕 岐阜大学教職大学院HP
- 〔前掲資料1-2-1〕 岐阜大学教職大学院リーフレット
- 〔資料8-3-2〕 岐阜大学開発実践報告会案内
- 〔資料8-3-3〕 日本教職大学院協会ポスターセッション

(基準の達成状況についての自己評価：A)

広く教職大学院の広報活動のみならず学生の学習成果の公開・提供に努めている。

2 「長所として特記すべき事項」

学生の学習成果を開発実践報告会等により教育委員会及び学校に提供するとともに、紀要『教師教育研究』への論文掲載や日本教職大学院協会大会シンポジウムにおけるポスターセッション報告により、本教職大学院の教育成果を広く社会に周知している。

基準領域9 点検評価・FD

1 基準ごとの分析

基準9－1 レベルI

- 教育の状況等について点検評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。

[基準に係る状況]

基本的な観点9－1－1：教職大学院における学生受入の状況、教育の状況及び成果や効果について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、点検評価が組織的に行われているか。

本教職大学院は独立研究科ではなく、教育学研究科の一専攻の位置付けである。よって、教職大学院における学生受入の状況、教育の状況及び成果や効果について、根拠となる資料やデータ収集に基づいて組織的に行う点検評価は、全学及び学部・研究科の体制と関連付けて実施するものと教職大学院独自に実施するものがある。

教育活動に係る全学的な点検評価に関しては、教員がもつ教育力の自己点検と自律的な向上を目指し、平成24年度から「リフレクションペーパー」が全学的に導入され、教職大学院教員もその一員として参加している〔資料9－1－1〕。これは、次年度への授業改善の4点（①授業のねらい・目標等の設定についての工夫・配慮・考慮したこと、②授業において工夫・配慮・考慮したこと、③工夫等の効果、④学生の授業評価アンケート結果）を教員自身が内省し記入するものであり、各教員の記入後集約され学内の教育支援システムAIMS-Gifu等により公表されている〔資料9－1－2〕。その他、岐阜大学教育学部点検評価委員会が設置される〔資料9－1－3〕とともに、本教職大学院も教育学研究科の一専攻として、同委員会による学生からの意見聴取としての授業アンケートを実施している。

本教職大学院独自の組織的な点検評価として、後に詳述するように、教職大学院の管理運営を担う教職大学院運営委員会による修了者等を対象としたアンケートの実施・分析、教育の成果・効果に関する学外関係者の意見聴取等を実施している。

基本的な観点9－1－2：学生からの意見聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等）が行われており、教育の状況に関する点検評価に適切な形で反映されているか。

岐阜大学教育学部自己点検評価委員会のもとに学生からの意見聴取としての授業アンケートが実施され、本教職大学院は教育学研究科内の専攻として同アンケート実施に参加するとともに、教職大学院内部において授業ごとの評価データを整理・公表し、各コース（学校改善・授業開発・教育臨床実践・特別支援教育）、教員個人の授業省察・改善の手がかりとしている〔資料9－1－4、9－1－5〕。また、全学で実施されるリフレクションペーパー作成にあたって、授業評価アンケート結果をめぐって、授業担当者間で共同検討を行っている。

また、修了時に修了予定者アンケート調査を行い、向上した力量や満足度に関する回答状況を点検している。

基本的な観点9－1－3：学外関係者（当該教職大学院の教職員以外の者、例えば、修了生、就職先等の関係者等）の意見や専門職域に係わる社会のニーズが教育の状況に関する点検評価に適切な形で反映されているか。

多面的な実践力をもつ高度な教育専門職養成教育の充実と改善を目的として、岐阜県教育委員会、岐阜市教育委員会及び連携協力校との連携協議を行う場として「岐阜大学教職大学院連携連絡協議会」を設置している。平成20年度創設時から年2回開催してきたが、平成26年度岐阜大学教職大学院連携連絡協議会要項を改正し、学外関係者の意見や評価を反映させる機能をより明確に持たせるようにした〔資料9－1－6〕。

また、学修成果の中核を成す「開発実践報告」の評価では、教職大学院教員による内部評価（論文評価+口頭試問）

とともに、「開発実践報告会」を通じた岐阜県教育委員会、各市町村教育委員会、連携協力校等関係者による外部評価を組み込んだものとしている。さらに、同会出席の修了生や連携協力校教員等からアンケートをとり、学生の学修のテーマや成果に対する教職大学院教員の指導を改善する手掛けりとしている〔資料9-1-7、9-1-8〕。

平成27年度には、これまでの全修了生（1～6期生）、その勤務先所属長を対象とするアンケートを実施し、現職教員学生並びに学部卒学生における学修成果の活用状況を分析考察した。その結果、教職大学院の今後の改善方向として①負担軽減・支援制度の確立②教職大学院の認知度を上げる③教職大学院の組織運営・学修内容や教員の指導の改善④修了生の学修成果の活かし方を定め、今後の運営に活かすこととした。〔前掲資料4-2-1〕

基本的な観点9-1-4：点検評価の結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

平成23年度実施の2・3期修了生を対象としたアンケート結果の分析を手掛けりとして、今後の改善の視点として①実習や講義の実施時間や時間的制約への対応②背景の異なる学生の多様なニーズへの対応③岐阜県教育委員会の選考を経て推薦を受け派遣されている現職教員学生の学修内容等について教育委員会や連携協力校等に発信・説明することの必要性を導き出した〔資料9-1-9、9-1-10、9-1-11〕。

①並びに②について、特に実習に焦点を当てた改善方策を検討するFD機能を有するワーキンググループ（実習改善WG）を平成23年教職大学院運営委員会内に発足させ、実施時期や内容を中心に協議した〔資料9-1-12〕。その結果、表9-1-1のとおり改善方策を決定し、平成24年度入学者より適用した。

表9-1-1 実習改善WGでの検討結果

改善内容	従前の対応	改善の狙い
実習を全て2年次前期へ移行	1年次前期から2年次前期にかけて実習を実施	十分な準備期間を設定でき、2年次であれば履修科目のある金曜日以外実習校に出かけることが可能であるため、実習の連続性も確保できる。
1年次を対象とした「教職実践基礎研究」を新設	なし	1年次前学期に「基礎演習」として大学で講義形式の演習、後学期に「実地演習」として実習校での学習を行い、入学前の学部段階の教育経験の違いの平準化を図るとともに、2年次の実習のレディネス形成を図る。〔資料9-1-13〕

（出典：実習改善WG関連資料）

③について、教職大学院創設当初から1年次の現職教員学生と岐阜県教育委員会との懇談の場を設けてきたが、2年次の学生についても平成23年度より設け、現在に至る。これは、修了生からの意見に、2年次の課題や悩み、校内での実践研究推進等に関する教育委員会からの支援や協力や助言を求めるものがあったからであり、修了生の意見を教職大学院の運営に反映した一例である〔資料9-1-14〕。

基本的な観点9-1-5：自己点検評価や外部評価等の際に用いた情報、得られた結果については、それを実施した年から最低5年間、適切な方法で保管されているか。また、その場合、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管されているか。

以上の自己点検評価やFDの取組、外部評価の関係情報等は、教職大学院運営委員会議事録の一環として本学教育学部・教育学研究科総務係に閲覧可能な形で保管されるとともに、本学教育学部・教育学研究科発行『教師教育研究』への収録、教育支援システムAIMS-Gifuへの掲載等の措置がとられている。

《必要な資料・データ等》

- [資料 9－1－1] 教職大学院教員によるリフレクションペーパー
- [資料 9－1－2] AIMS-Gifu に掲載された平成 27 年度前学期教育学部・教育学研究科リフレクションペーパーの集計結果公表
- [資料 9－1－3] 岐阜大学教育学部自己点検評価委員会細則
- [資料 9－1－4] 教育学部・教育学研究科授業アンケート票
- [資料 9－1－5] 教職大学院：授業評価報告（平成 26 年度前学期）
- [資料 9－1－6] 平成 26 年度第 2 回岐阜大学教職大学院連携連絡協議会要項改正案、同会で出された「外部評価」指摘事項
- [資料 9－1－7] 平成 26 年度岐阜大学教職大学院第 6 回開発実践報告会外部評価委員関係
- [資料 9－1－8] 平成 24 年度第 4 回開発実践報告会アンケート結果（一部）
- [前掲資料 4－2－1] 吉村嘉文他「岐阜大学教職大学院修了生を対象とした学修成果の活用に関する調査報告」岐阜大学教育学部『教師教育研究』第 12 号 2016 年
- [資料 9－1－9] 平成 23 年度岐阜大学教職大学院に関するアンケート結果
- [資料 9－1－10] 日比光治「教職大学院によるミドルリーダー育成の実際と課題」岐阜大学教育学部『教師教育研究』第 8 号 2012 年
- [資料 9－1－11] 日比光治「教職大学院における教育委員会と大学との相互連携の課題と展望」岐阜大学教育学部『教師教育研究』第 10 号 2014 年
- [資料 9－1－12] 臨床実習改善ワーキンググループ関係資料 平成 23 年
- [資料 9－1－13] 学部卒学生対象科目「教職実践基礎研究」構想に関する資料 平成 23 年
- [資料 9－1－14] 岐阜大学教職大学院「現職派遣院生（M2）と岐阜県教育委員会との懇談会」資料 平成 27 年 10 月 23 日

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 平成 23 年度以降、教育の状況及び成果や効果等について、全学及び学部・研究科の体制と関連付けて点検評価を行うとともに、教職大学院独自に教育委員会や連携協力校、修了生、修了生勤務先所属長等の種々の学外関係者の意見や評価を収集し反映させる仕組みや組織を整え、その分析を踏まえた継続的な改善取組を行ってきた。よって、本基準を十分に達成していると判断する。
- 2) 評価上特に記述すべき点に関して、今回の認証評価該当期間（平成 23～27 年）の点検評価とそれに基づく改善の一つのポイントとして、修了生の意見収集とその分析を踏まえた実習の位置付け変更、それに伴い、組織的にワーキンググループを作り、学部卒学生を対象とした科目設置を行ったことが挙げられる

基準 9－2 レベル I

- 教職大学院の担当教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための組織的な取り組みが適切に行われていること。

[基準に係る状況]

基本的な観点 9－2－1：個々の教員は、自己点検評価の結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、教職大学院にふさわしい教育内容・教育方法等の継続的改善を行っているか。

教職大学院にふさわしい教育内容・方法に関する個々の教員の継続的改善を目的として、表 9－2－1 のよう

に教員相互の公開授業参観と協議を実施してきた。

表 9－2－1 公開授業参観の実施状況

年度等	取組	内容
平成 25 年度 前学期	相互研修型 FD (公開授業)	共通 6 科目を対象とした公開授業とそれをめぐる協議 [資料 9－2－1]
平成 26 年度 後学期	共通の分析視点に基づく相互研修型 FD (公開授業)	教職大学院全教員による授業公開とそれを対象とした共通の分析視点に基づく協議、さらに今後の継続的な改善に向けてのビジョン形成 [資料 9－2－2]

(出典：運営委員会資料)

こうした FD を基盤として、研究者教員と実務家教員の協働・相互連携のもとに、日常的・継続的に表 9－2－2 のような教育方法・教育内容等の改善を図ってきた。

表 9－2－2 研究者教員と実務家教員の協働の取組

	取組
①	研究者教員単独担当科目であっても、授業内容・学生の学修状況・グループ編成・昨年度との変更事項等について、隨時、実務家教員と共有し、ときに相談を働きかける等、意見交流や授業改善を図る。
②	研究者教員と実務家教員とでオムニバス形式担当をとっている場合、分担の時間や内容を調整するとともに、隨時、互いの担当時間での学生の学修状況等に関して情報共有し意見交流を行う。さらには、分担にとどまらず、研究者教員による担当時間であっても、実務家教員が同席して補足発言や学生の学修状況把握等を行い、学生の学習状況に関する授業後の意見交流を図る。そして、これを踏まえて、自分の担当時間の段階ではこれまでに得られた学生の学修状況に応じた授業展開を図る。
③	TT の形態をとる場合、教員相互の役割調整を図るとともに、グループごとの学修状況に関する情報を共有し、それに応じた授業展開を行う。

(出典：執筆者作成)

例えば、学校改善コースの選択科目「学校評価の開発実践」では、学校評価の価値と機能を理解し、自校の学校評価を検証・改善できる実践的力量の形成をねらいとして、研究者教員と実務家教員の TT の形態のもとに、学生が小・中・高の校種別にグループリサーチし、学校評価票等のモデル案を作成するようにした。

また、授業開発コースでは、研究者教員と実務家教員が協働して、共通科目・コース別選択科目・授業開発臨床実習・開発実践報告の全科目カリキュラムマップを作成し、科目間の内容・目的をめぐる整合性や関連性や系統性を検討し、同コース学生の 2 年間の学修内容の充実に向けた改善策を協議してきた [資料 9－2－3]。

基本的な観点 9－2－2 : FD (ファカルティ・ディベロPMENT)について、学生や教職員のニーズが反映されており、教職大学院として適切な方法で実施されているか。特に、研究者教員と実務家教員の相互の連携・意思疎通を図るとともに、研究者教員の実践的な知見の充実、実務家教員の理論的な知見の充実に、それぞれ努めているか。また、その取り組みが教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

教職大学院の今後の発展充実に対応した資質向上を図りたいとする教員のニーズに対応したイベント的研修として、文部科学省、学識経験者等の外部関係者をパネラーあるいは講師として招いた公開シンポジウムを企画実施し、教員の知見の充実を図ってきた (表 9－2－3)。

表 9－2－3 公開シンポジウム FD 研修会の実施状況

年度	内容
平成 23 年度	「教職大学院におけるミドルリーダーの育成」〔資料 9-2-4〕
平成 26 年度	「今後の教職大学院を考える」〔資料 9-2-5〕
平成 27 年度	「学校管理職養成の開発—校長を養成する方法とは—」（文部科学省平成 27 年度総合的な教師力向上のための調査研究事業）〔資料 9-2-6〕

(出典：FD関係資料)

こうしたイベント的な研修とともに、日常的・継続的なFDが重要であり、その中核として、授業や教育課程をめぐる研究者教員と実務家教員の協議を重視してきた。

例えば、教育臨床実践コースでは研究者教員と実務家教員とが協働して、それぞれの専門領域を活かし、全科目についてコース会議で共通理解した上で実施するようにしてきた。道徳教育・特別活動・学校カウンセリング等の領域を対象とする「教育臨床実習」では、各領域を専門とする研究者教員による指導を受けた上で、実務家教員が総合的な実習計画を立てている〔資料 9-2-7〕。また、共通科目「学校適応の理論と実践」では、実務家教員が研究者教員の担当する授業に出席し、理論的知見を学ぶとともに、学生がどのように学んでいるかを把握した上で実践に関する授業を担当している。

《必要な資料・データ等》

〔資料 9-2-1〕 平成 26 年度 FD 実施計画と参観内容の AIMS-Gifu 掲載（一部）、坂本裕・伊藤正夫「教職大学院における相互研修型 FD の試み」岐阜大学教育学部『教師教育研究』第 10 号 2014 年

〔資料 9-2-2〕 平成 26 年度 FD 意見交換会資料（公開授業情報シート、FD に基づく継続的改善シート）

〔資料 9-2-3〕 授業開発コースにおけるカリキュラムマップ検討（各科目の整合性・関連性・系統性等）

〔資料 9-2-4〕 岐阜大学教職大学院平成 23 年度 FD 研修会関係資料

〔資料 9-2-5〕 岐阜大学教職大学院平成 26 年度 FD 研修会パンフレット

〔資料 9-2-6〕 岐阜大学平成 27 年度シンポジウムパンフレット

〔資料 9-2-7〕 教育臨床実践コース「教育臨床実習の進め方」平成 27 年度

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 教職大学院教員の資質向上を図るために組織的な取組や研究者教員と実務家教員の協働に関して、教職大学院運営委員会による今後の展望を協議する公開シンポジウム、FD委員会による授業相互参観による授業改善、コース内での研究者教員と実務家教員の協働と、およそ三つの方向で継続的に取り組んできた。よって、本基準を十分に達成していると判断する。

2) 評価上特に記述すべきは、教職大学院の教育の質の向上を支える組織的な取組を、上記の1)に記したように、教職大学院組織改善の方向性策定というマクロなレベルから、日常的・継続的な授業改善取組というミクロなレベルまで、多層的に展開してきたことである。

2 「長所として特記すべき事項」

教育の質の点検評価と改善をめぐる組織的取組において、長所として特記すべき事項として、教職大学院の教育組織それ自体の改善のビジョンを学外関係者等の意見を聴取して探求・策定する方向と、組織内の日常的な質的改善を、修了生等からの意見聴取と分析、授業相互公開及び協議、大学全体の取組やそのプロジェクトへの参画といった複数の側面から展開する方向とを並行させて、総合的に継続推進してきたことが挙げられる。

基準領域 10 教育委員会及び学校等との連携

1 基準ごとの分析

基準 10-1 レベル I

- 教職大学院の目的に照らし、教育委員会及び学校等と連携する体制が整備されていること。

[基準に係る状況]

基本的な観点 10-1-1 教育委員会及び学校との連携を図る上で教職大学院について独自に協議する組織が、管理運営組織体制の中に明確に位置づけられ、整備されているか。

岐阜大学教職大学院は岐阜県のスクールリーダーを養成するために、本教職大学院、学校、教育委員会が協働して教育活動を展開している（図 10-1-1）。

大学（本教職大学院）と教育委員会、学校とを結びつけ連携を図る組織が岐阜大学教職大学院連携連絡協議会（以下、「連携連絡協議会」という。）である〔資料 10-1-1〕。連携連絡協議会は、岐阜県及び岐阜市教育委員会事務局関係者、連携協力校の校長、岐阜大学教育学部附属小・中学校の副校長、教職大学院の専任教員等で組織し、年 2 回、前期と後期末に実施している（表 10-1-1）〔資料 10-1-2〕。

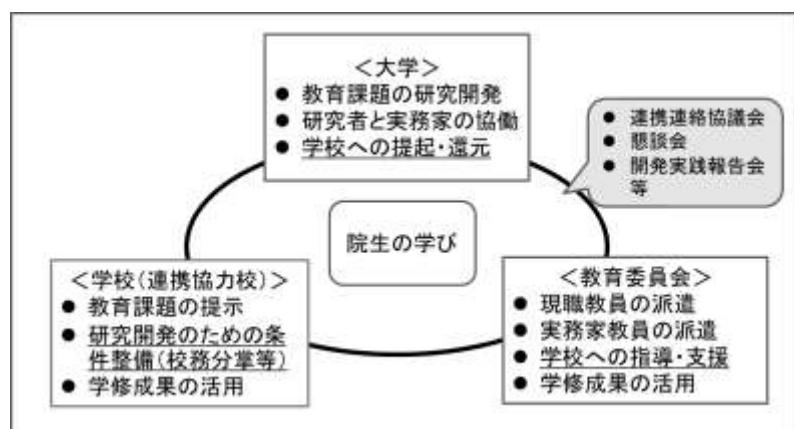


図 10-1-1 教職大学院と学校及び教育委員会との協働

表 10-1-1 連携連絡協議会の開催状況

年度	回	開催期日	年度	回	開催期日
24 年度	第 1 回	平成 24 年 7 月 25 日	26 年度	第 1 回	平成 26 年 7 月 9 日
	第 2 回	平成 25 年 2 月 6 日		第 2 回	平成 27 年 2 月 10 日
25 年度	第 1 回	平成 25 年 8 月 26 日	27 年度	第 1 回	平成 27 年 7 月 8 日
	第 2 回	平成 26 年 2 月 10 日		第 2 回	平成 28 年 2 月 3 日

（出典：連携連絡協議会会議資料）

また、現職教員を派遣している県教育委員会と現職派遣学生との懇談会を毎年、学年毎に開催している。ここでは、1 年次生は連携協力校における開発実践の方向性を、2 年次生はその成果を報告するとともに、大学院就学上の課題などを教育委員会が把握する場ともなっている。

こうした会議に加えて、毎年 4 月初旬に教職大学院と教育長を含む県教育委員会幹部との協議の場を設け、その年度の教職大学院の教育及び研究活動について共通理解を図っている。また、連携連絡協議会のメンバーである岐阜市教育委員会とは、平成 26 年 7 月 23 日に岐阜市教育委員会との間に「岐阜大学教職大学院研究開発指定校実施要項」〔資料 10-1-3〕を結び、同年 9 月に同市立木之本小学校を最初の「研究開発指定校」に指定した〔資料 10-1-4〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料 10-1-1〕 岐阜大学教職大学院連携連絡協議会要項

- [資料 10-1-2] 平成 27 年度岐阜大学教職大学院連携連絡協議会資料及び議事録（第 1 回・第 2 回）
- [資料 10-1-3] 岐阜大学教職大学院研究開発指定校 実施要項
- [資料 10-1-4] 研究開発指定校 指定書

基本的な観点 10-1-2 上記組織が、適切に運営されており、同組織が議論されたことが、実際に教育活動等の整備・充実・改善にいかされ、恒常的に機能しているか。

連携連絡協議会における議論により、教職大学院の教育活動を改善しているが、それが連携連絡協議会の実施要項に位置づけられていなかった。そこで、平成 26 年度に要項を改正し、会議の目的を改め会議の内容に「教育専門職養成教育に対する評価」の実施を加えた [資料 10-1-5]。この改正により、連携連絡協議会が教職大学院の教育活動の評価機関でもある位置づけを明確化し、教職大学院の整備・充実・改善につながる機能を制度的に担保した。平成 26 年度第 2 回会議での評価結果を教職大学院運営委員会で共有し [資料 10-1-6]、その後の教職大学院の運営に反映させた。

例えば、指摘を受けた教職大学院のトップリーダーの育成・マネジメント力の養成への期待については、平成 28 年度予算要求に反映させる [資料 10-1-7] とともに、「平成 27 年度文部科学省総合的な教師力向上のための調査研究事業」として岐阜市教育委員会と連携し学校管理職養成研究プログラムの研究・開発に取り組んだ。新たに本教職大学院に設置する予定の「管理職養成コース」についても、大学と県教育委員会との間で情報共有及び基礎的な条件整備を行うため、それぞれのトップ層が協議するワーキンググループを平成 27 年末に設置し意思疎通を図っている [資料 10-1-8]。

また、外部評価における学校が抱える様々な課題に対する期待を受け、連携協力校に対する訪問時においては、現職派遣学生が取り組む開発実践報告のテーマと学校が抱えている課題との方向性認や 2 年次に実施する学校改善臨床実習（「学校における実習」）の内容等に関する協議を行い、連携協力校との協力関係を維持している [資料 10-1-9]。

併せて、連携協力校訪問時に市町村教育委員会へも訪問し、本教職大学院の目的・教育システムの理解と連携協力校に対する支援への要望とともに、特に、2 年次の学習形態や開発実践の進捗状況を説明し理解を求め、支援を要望している。

《必要な資料・データ等》

- [資料 10-1-5] 平成 26 年度第 2 回連携連絡協議会資料（岐阜大学教職大学院連携連絡協議会要項改正案）
- [資料 10-1-6] 平成 26 年度及び 27 年度岐阜大学教職大学院連携連絡協議会「外部評価」指摘事項
- [資料 10-1-7] ポンチ絵 戦略 1：教育 高度な専門職業人の要請と地域単位での Teach for Communities
- [資料 10-1-8] 平成 28 年度概算要求にかかる岐阜県教育委員会との WG 会議次第（1 回目・2 回目）
- [資料 10-1-9] 教師教育研究第 11 号「学校教育臨床実習による学校経営改善とスクールリーダーの資質開発の可能性」

基本的な観点 10－1－3 入学者の確保を図るため、教職大学院への現職教員学生の派遣、及び修了者の処遇等について教育委員会と協議しているか。

現職教員学生の派遣について、本教職大学院の設置時の申し合わせに基づき、岐阜県教育委員会から毎年度 14 名の現職教員が学生として派遣されている。これは研修を希望した現職教員の中から校長及び教育委員会の推薦を受けた者が派遣されるが、本教職大学院が目指すスクールリーダー（ミドルリーダー）に相応しい人材の派遣について教育委員会へ強く要望をしているところである。また、管理職養成コースの設置を含む教職大学院の改組後にスクールトップリーダーに相応しい人材を受け入れるため、教頭資格を持つ教員の派遣についての協議が県教育委員会と進んでいる。

研修派遣ではない現職教員の大学院での修学について、平成 26 年度にアンケートを実施し〔資料 10－1－10〕、修学に対する大学院修学休業・部分休業、夜間授業への参加等での潜在的ニーズが明らかになった。こうしたニーズを踏まえ、管理職養成コースの設置に伴う改組に併せて受け入れを検討するとともに、修学しやすい環境作りについて県教育委員会や岐阜市教育委員会と協議を始めている。

修了生の処遇について、平成 26 年度末での本教職大学院修了生 126 名のうち、現職教員は 83 名であり、管理職（教頭・主幹教諭）に登用された者 12 名、教育委員会事務局（指導主事等） 25 名となっており、修了後引き続き学校で勤務している教員の多くは学年主任や教務主任等スクールリーダーとして活躍している（表 10－1－2）。なお、平成 27 年に県教育委員会と協働して実施した「岐阜大学教職大学院修了生を対象とした学修成果の活用に関する調査」〔資料 10－1－11〕によれば、修了者の管理職や事務局登用については教育委員会の、教務主任や学年主任へは校長の理解が進んでいることがうかがわれる。

表 10－1－2 岐阜大学教職大学院修了生の動向

修了年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
校長	0	0	0	0	0	0	0
教頭	6	3	1	0	0	0	10
主幹教諭	0	0	1	1	0	0	2
教諭	9	10	14	15	12	19	79
教委事務局	3	5	6	4	6	1	25
その他	4	3	2	0	1	0	10
合計	22	21	24	20	19	20	126

(出典：岐阜大学教職大学院修了生への学修成果の活用に関するアンケート調査)

本教職大学院として、開発実践報告会や連携連絡協議会において教育委員会や校長に大学院修学の成果を説明するだけでなく、修学の成果を活用でき本教職大学院で身につけたスクールリーダーとしての資質能力を発揮できる職種や分掌への登用をその都度依頼をしてきている。

特に、各学年年 1 回実施する「現職派遣学生と県教育委員会との懇談会」（表 10－1－3）〔前掲資料 9－1－14〕では、本教職大学院での研修の成果を報告するとともに、1 年次には 2 年次での開発実践を行うにあたって必要な配慮を、2 年次には 2 年間の研修の成果をいかせる教育活動ができるように、大学院教員とともに現職派遣学生からも要望をしている。こうした話を教育委員会や連携協力校の校長との間でできる関係であることが、修了生の学修の成果が活用できる処遇につながっている。

表 10-1-3 現職派遣学生と県教育委員会との懇談会の開催状況

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	概要
1 年次生との懇談	平成 25 年 12 月 25 日	平成 26 年 12 月 25 日	平成 27 年 12 月 25 日	1 年次の研修報告と開発実践する勤務校の課題についての説明。2 年次の学校勤務への要望
2 年次生との懇談	平成 25 年 11 月 8 日	平成 26 年 10 月 24 日	平成 27 年 10 月 23 日	2 年間の教職大学院での研修成果と開発実践報告の方向性。修了後の教育活動への期待

(出典：懇談会記録)

《必要な資料・データ等》

[資料 10-1-10] 教師教育研究第 11 号「岐阜県の現職教員を対象とした岐阜大学教職大学院への研修ニーズに関する調査報告」

[資料 10-1-11] 教師教育研究第 12 号「岐阜大学教職大学院修了生を対象とした学修成果の活用に関する調査報告」

[前掲資料 9-1-14] 現職派遣学生と県教育委員会との懇談記録（平成 27 年度 1 年次生、2 年次生）

(基準の達成状況についての自己評価：A)

本教職大学院と岐阜県教育委員会との連携は、連携連絡協議会や現職派遣学生と岐阜県教育委員会との懇談会など組織的な活動及び意見交換により、課題の把握とその迅速な改善において引き続き有効に機能していると判断する。

また、相互の協議や開発実践等教職大学院の活動への協力等により、連携協力校及び市町村教育委員会との連携を担保している。

以上のことから、教育委員会や学校等と連携する体制は整備され活用されており、基準を十分に達成している。

2 「長所として特記すべき事項」

連携連絡協議会を連携の中核に据え、外部評価により同協議会の意見を恒常に本教職大学院の運営に反映させる実質的な仕組みを構築することで、学校課題の解決に貢献し地域の学校教育に資する教職大学院の基盤を構成している。また、県教育委員会から毎年派遣される 14 名の現職教員の在学中の開発実践や修了後の活躍が、県内小中高等学校、特別支援学校におけるスクールリーダー養成に大きく成果をあげ、それが相互の連携協力の深化につながっている。

①県教育委員会との連携協力から協働体制へ

岐阜県の学校におけるミドルリーダー養成や力量を備えた新人教員養成そして管理職養成に関して、県教育委員会と協働して本教職大学院における教育研究活動の実質化及び高度化を進めている。特に、全国初となる管理職養成コースについては、基礎的な条件整備に向け県教育委員会とワーキンググループを結成し、検討を進めている。

②岐阜市教育委員会との協働

岐阜市教育委員会とは、毎年度 4 名の教員派遣や連携連絡協議会での議論により、協力関係を構築している。特に、「教職大学院研究開発指定校」についての取り決めによる協働研究〔資料 10-1-12〕や「平成 27 年度総合的な教師力向上のための調査研究事業」における岐阜市学校管理職養成講習の共同実施〔資料 10-1-13〕など協働した事業を行っており、岐阜市教育委員会と連携した教職大学院の活動の実質化・高度化に取り組んでい

る。

③学校との協働による学校課題への対応

連携協力校は教職大学院で学ぶ学生の開発実践の場であり、現職派遣教員は勤務校が抱える学校課題を教職大学院の学修に持込み、課題の改善方策を連携協力校にて実践することが定着してきた。また、現職派遣学生の学校教育臨床実習においても、実習の領域・分野における学校課題を実習校へ持込み、その改善方策を提案するという提案型実習となっている。さらに、山間地の中学校において授業分析の研究を、学校と教職大学院がチームを組んで行っている（大学の COC 地域志向プロジェクト）〔資料 10-1-14〕。このように、学校が抱える課題の改善、解決に本教職大学院が学校とともに取り組む協働体制が定着している。

《必要な資料・データ等》

〔資料 10-1-12〕 平成 27 年度 研究開発指定校 研究計画

〔資料 10-1-13〕 岐阜市学校管理職養成講習

〔資料 10-1-14〕 平成 27 年度岐阜大学 COC 事業採択「地域志向プロジェクト」『授業分析の事例研究』